

久米島町観光危機管理計画

久米島町

令和2年2月

目次

第1章	総則	1
1-1	本計画の目的	1
1-2	本計画の性格・位置づけ	2
1-3	「観光危機」及び「観光危機管理」の定義	3
1-4	久米島町の危機管理上の課題と観光危機管理の必要性	4
1-5	久米島町の観光の状況	5
1-6	久米島町の災害想定及び災害履歴	10
1-7	想定する観光危機	14
1-8	基本方針	21
第2章	観光危機管理体制	24
2-1	観光危機管理体制の考え方	24
2-2	観光危機管理体制のイメージ	25
2-3	タイムラインに応じた体制について	26
第3章	平常時の減災対策（Reduction）	27
3-1	情報の伝達体制の整備	27
3-2	観光施設等の耐震化の促進	27
3-3	避難誘導標識、海拔表示、防災マップ等の整備	28
3-4	避難場所・避難経路の確保	29
3-5	観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成	29
3-6	要支援観光客の安全確保	29
第4章	危機対応への準備（Readiness）	30
4-1	観光危機管理に関連する計画、危機対応マニュアル、事業継続計画等の策定	30
4-2	危機発生に備えた観光危機管理体制の運用訓練・避難誘導訓練の実施	30
4-3	観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化	30
4-4	要支援観光客への対応・支援体制の強化	31

4 - 5	観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化	31
第5章	危機への対応 (Response)	33
5 - 1	観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置	33
5 - 2	観光危機管理対策本部等の所掌事務	34
5 - 3	観光危機情報の収集・共有・発信	35
5 - 4	観光客の避難誘導・安否確認	35
5 - 5	帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応	36
5 - 6	被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等	37
5 - 7	避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給	37
5 - 8	観光危機や観光産業の風評被害対策	38
第6章	危機からの回復	39
6 - 1	観光危機後の体制の設置	40
6 - 2	観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施	40
6 - 3	観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施	40
6 - 4	観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策	40
6 - 5	観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施	40
6 - 6	観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施	40
第7章	計画の効果的な実現	41
7 - 1	観光危機管理体制の維持及び見直し	42
7 - 2	計画の見直し及び進捗管理	42
資料編		
	津波避難困難地域図	43
	久米島町観光危機対策委員会（仮）設置要綱	45
	久米島町災害種別避難所一覧	48
	町内の病院リスト	50
	東日本大震災での外務省事務連絡	50

協定先一覧	51
コミュニケーションシート（アレルギー対応）	51

第1章 総則

1-1 本計画の目的

沖縄県では、観光産業は地域経済の活性化や、県民の雇用創出、観光客の県内消費・滞在による観光収入及び関連産業への波及効果など、直接的、間接的に県経済に大きく貢献する極めて重要な産業であるとし、観光産業に負の影響を与えるさまざまな危機への対応として「沖縄県観光危機管理基本計画（平成27年3月）」を策定した。

本計画は、観光産業に負の影響を与える津波・地震等の自然災害やテロ等の人的災害などの観光危機に関し、危機管理のための基本的な対応等を定め、観光危機が発生する、又は発生するおそれがある場合において、当該危機の減災対策、観光客の安全を守るための対応、危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を迅速かつ確実に実施できる体制を整備することにより、久米島町においても、安心・安全・快適な観光を提供するとともに、久米島町の観光ブランド確立を図るものである。

<主な目的>

- ①観光危機管理体制の整備による観光産業の持続的発展
- ②平常時の減災対策による観光危機に強い観光地づくり
- ③観光危機発生時の観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の体制整備
- ④観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等の体制整備
- ⑤安全・安心・快適な久米島町観光ブランドの構築

1-2 本計画の性格・位置づけ

本計画は久米島町での観光危機管理についての基本的な方針等を定め、「沖縄県観光危機管理基本計画」「沖縄県観光危機管理実行計画」に基づき観光危機管理対策の「基本方針」や「基本施策」を明らかにし、連携力を向上させ、行政だけでなく、観光関連団体、観光関連事業者、町民等が危機発生時に自主的に対応が行えるよう指針となるものである。

また、「国民保護計画」及び「新型インフルエンザ等対応計画」等の関連する既存計画で定める観光分野に係る役割を明確化し、観光危機発生時は観光客の特徴を踏まえた安全確保や、観光産業の早期復興・事業継続支援等の基本的な取り組みを示すものである。

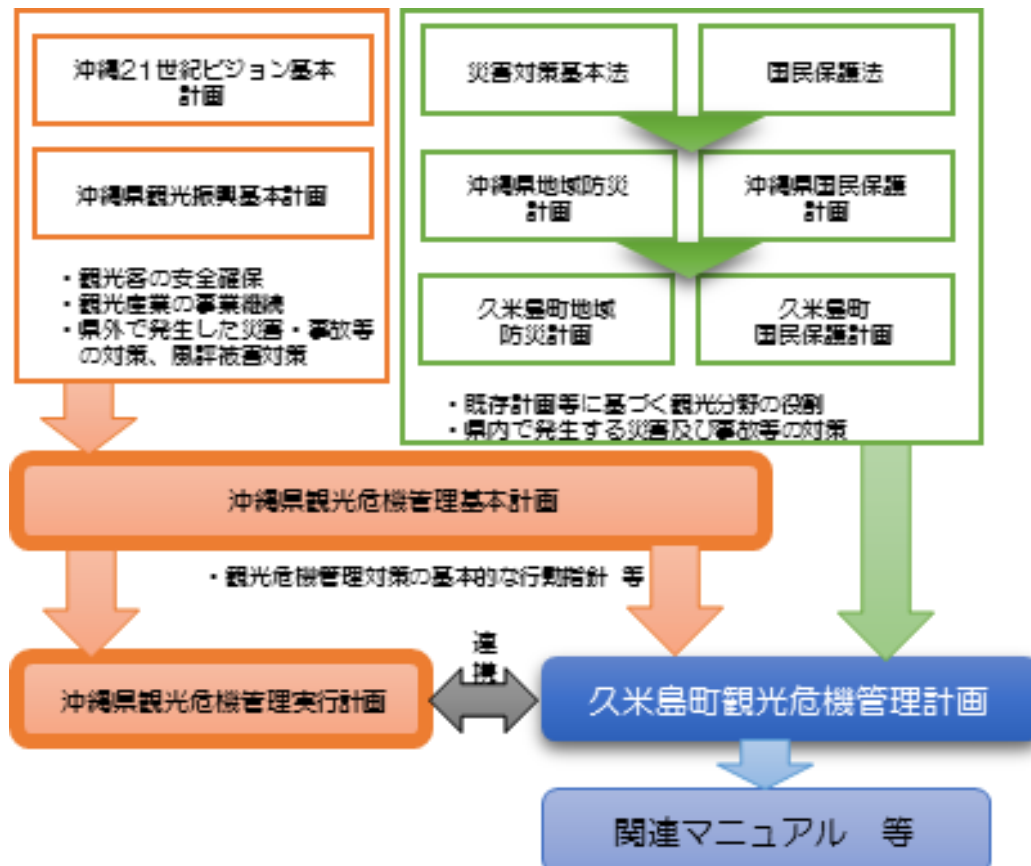
なお、本計画は継続的に見直しを行う。

《観光危機対応における考慮すべき観光客の主な特徴》

観光危機発生時における観光客への対応は、以下の点を考慮する必要がある。

- ①観光客は土地に馴染みがない、土地勘がない
- ②観光客は、観光危機が発生したときの避難方法等がわからない
- ③外国人などの観光客は、コミュニケーションが難しい
- ④観光客は、できるだけ早く家族等に連絡したい、交通情報を確認して帰宅したい
- ⑤観光危機発生時の観光客への対応が沖縄観光のイメージとなる

■観光危機管理基本計画の位置づけ



1-3 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義

1 「観光危機」の定義（沖縄県観光危機管理基本計画より）

観光危機とは、台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症などの災害・事故等の発生により、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす、その発生から対応までを限られた時間と不確実な状況の下で意思決定をしなければならない県内又は県外で発生する危機や風評被害等をいう。

- | |
|-------------------|
| ①自然災害・危機 |
| ②人的災害・危機 |
| ③健康危機 |
| ④環境危機 |
| ⑤町外（県外）で発生した災害・危機 |

2 「観光危機管理」の定義（沖縄県観光危機管理基本計画より）

観光危機管理とは、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うことをいう。

3 「要支援観光客」の定義（沖縄県観光危機管理計画基本計画より）

観光危機発生時に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難を行うにあたり支援を必要とする高齢者・障がいのある方・外国人・乳幼児連れ・妊婦などの観光客をいう。

1 観光の危機管理上の課題

本町は、那覇よりおよそ100km離れている離島であり、交通が空路及び海路に限定されている。久米島空港は津波浸水想定区域となっており、災害等により航空機等の運航が停止した場合は町全体が孤立化する確率が高い。また、台風の常襲地域であることなど、自然災害等の危機発生時において防災上不利な地理的条件となっている。

地震、津波が発生した場合、本町の津波避難困難区域は15箇所と県内でも最も多く指定されている。指定区域では、居住はないが観光客が多く滞在する地域も指定されており、危機発生時には配慮を要する。

その他、久米島本島以外の奥武島やオーハ島などの離島の孤立化の可能性、沿岸部観光地での防災行政無線が届かない箇所の情報伝達対策等の課題を有している。

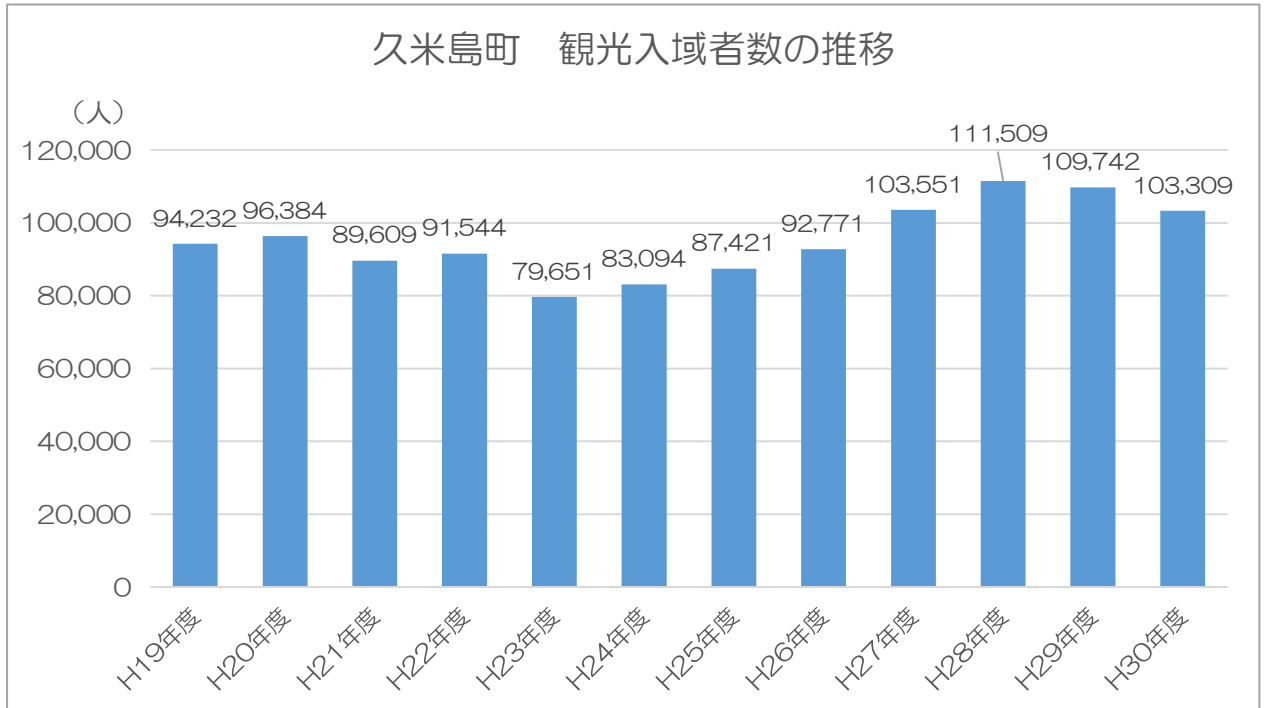
2 観光危機管理の必要性

本町は、前項で挙げられた観光の危機管理上の課題に対応すべく、離島であるための防災上不利な条件や、自然災害発生時における対策等を、行政だけでなく、官民一体となった体制を構築し、危機対応への対策を実施するため計画を策定する必要がある。

1-5 久米島町の観光の状況

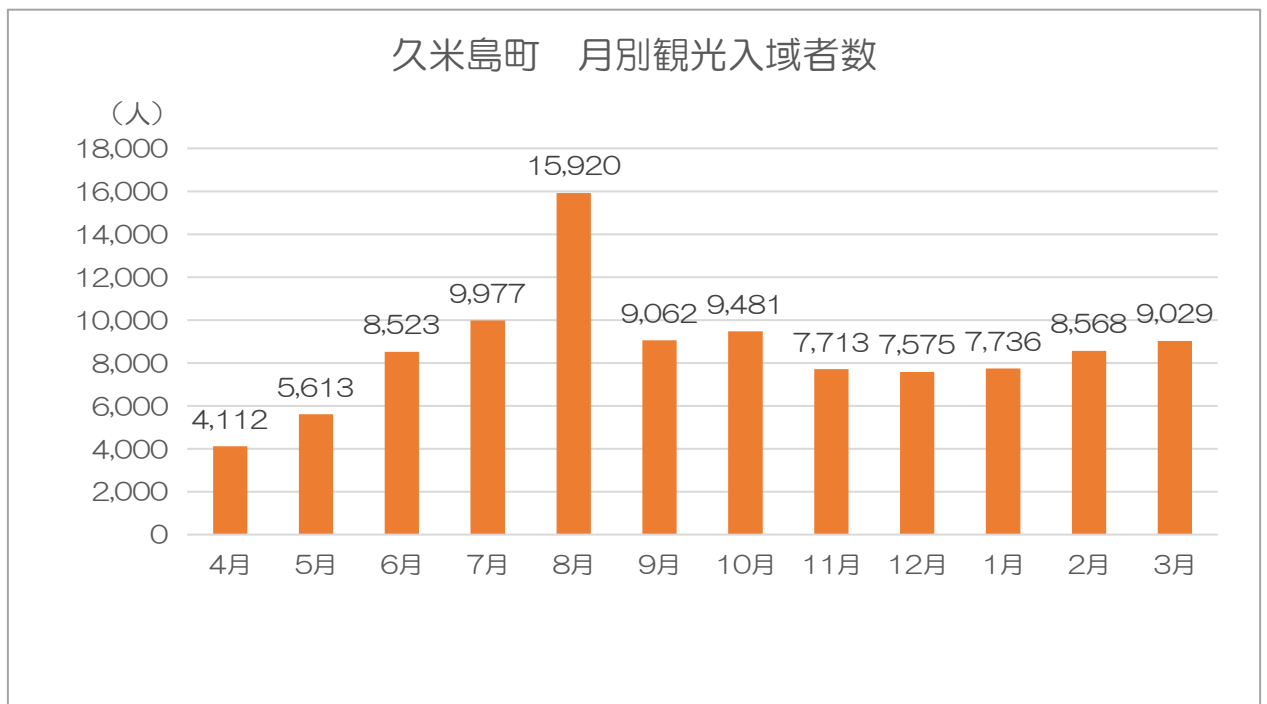
入域観光客数は10万人台に推移しており、月別では8月がピークとなっている。

【入域観光客数の推移】



出典：久米島町資料

【月別・平成30年度】



出典：久米島町資料

【イベント一覧】

開催時期	イベント	開催場所	概要	備考
1月	久米島のんびりウォーク	久米島ホテルドーム（スタート・ゴール）／具志川改善センター（ゴール）	ウォーキングイベント、歩きたくなる道500選・「島人ガイドと訪ねる、いにしへの琉美の郷」・いちやりば交流会	主催：久米島のんびりウォーク実行委員会 参加者数：650人（2015年）
2月	東北楽天ゴールデンイーグルス 久米島春季キャンプ	久米島野球場／仲里野球場	プロ野球球団の春季キャンプ	主催：東北楽天ゴールデンイーグルス久米島協力会 1軍キャンプ観客数9日合計5,130人（2019年）
	久米島町長杯・JALJTAカップパークゴルフ大会	久米島シーサイドパークゴルフ場	パークゴルフ大会、交流会	主催：久米島町、JAL・JTA 募集人員：200名
3月	海開き	イーフビーチ	海開き祈願祭	主催：観光協会
4月	久米島ホテルまつり	久米島ホテル館、新興通り（じんじんロード）	ホテル観察会、地域商店街のホテル祭り	主催：新興通り会
5月	オーシャンカップ 宜野湾～久米島ヨットレース	宜野湾港マリナー沖（スタート）～久米島・兼城港沖（ゴール）	ヨットレース、宜野湾港マリナー沖を早朝スタート、慶良間諸島を通過し、久米島兼城港沖までの約55マイル	主催：リゾートホテル久米アイランド 参加艇数：10艇（2018年）
6月	ハーリー	鳥島漁港／真泊漁港／儀間漁港	ハーリー競漕、各漁港で行われる伝統行事	主催：字鳥島、字真泊、字儀間
	Sea Water Dream フェスティバル 久米島海洋深層水の日	(株)ポイントピュール社屋前広場	深層水関連商品販売、施設見学、ステージイベント	主催：久米島海洋深層水協議会
	沖縄角力大会（6月～9月）	真謝／儀間／謝名堂／西銘／仲地	琉球王朝時代から続く伝統文化、沖縄角力（おきなわずもう）が各場所で開催	主催：各字
7月	久米島の久米仙杯パークゴルフ大会	久米島シーサイドパークゴルフ場	パークゴルフ大会	主催：久米島の久米仙
8月	旧盆エイサー	謝名堂／真我里／比嘉／儀間／宇根／真謝／嘉手苅	エイサーや踊り、旧盆の時期に各地域で行われる伝統芸能	主催：各字

開催時期	イベント	開催場所	概要	備考
	久米島まつり	久米島町ふれあい公園	島内外出演者によるステージライブ、屋台、大綱曳き(3年に1度)、打ち上げ花火	主催：久米島まつり実行委員会 8月第1土・日曜開催
9月	久米島観光の日(球美の日)	イーフビーチホテル	毎年9月3日を久米島観光の日(球美の日)とし、講演会やセシモニー、懇談会を開催	主催：観光協会
	兼城十五夜・獅子舞	字兼城集落内	獅子舞を披露、集落の災厄や疫病を追い払い、五穀豊穡を願う伝統行事	主催：字兼城 旧暦8月15日
	久米島古典民謡大会	具志川農村環境改善センター	久米島の古典・民謡「琉球王朝時代から歌い継がれた珠玉の島歌」	主催：久米島古典民謡大会実行委員会
	久米島ハワイアンフェスティバル	サイプレスリゾート久米島／リゾートホテル久米アイランド 特設会場	フラのステージ、ハワイアン関連ショップ	主催：久米島ハワイアンフェスティバル実行委員会
10月	久米島マラソン	仲里野球場(スタート・フィニッシュ)	フルマラソン・ハーフマラソン・10km・5km、ふれあいパーティー	主催：久米島マラソン大会実行委員会 出走者数：1,274人(2018年) 10月第4日曜日
11月	シュガーライド久米島	リゾートホテル久米アイランド(スタート・ゴール)	サイクルイベント、アスリートコース100km・ぐるっと1周45km・らくらく観光コース35km	主催：シュガーライド久米島運営委員会 定員：255名
	久米島車えびフェスタ	久米島町水産加工処理施設	車えびの特別販売、車えびのつかみ取り競争、ステージ演舞	主催：久米島漁業協同組合
12月	久米島町産業まつり	久米島ホテルドーム	久米島の農産物・特産品の展示、即売、体験コーナー	主催：久米島町産業まつり実行委員会 12月第1日曜日

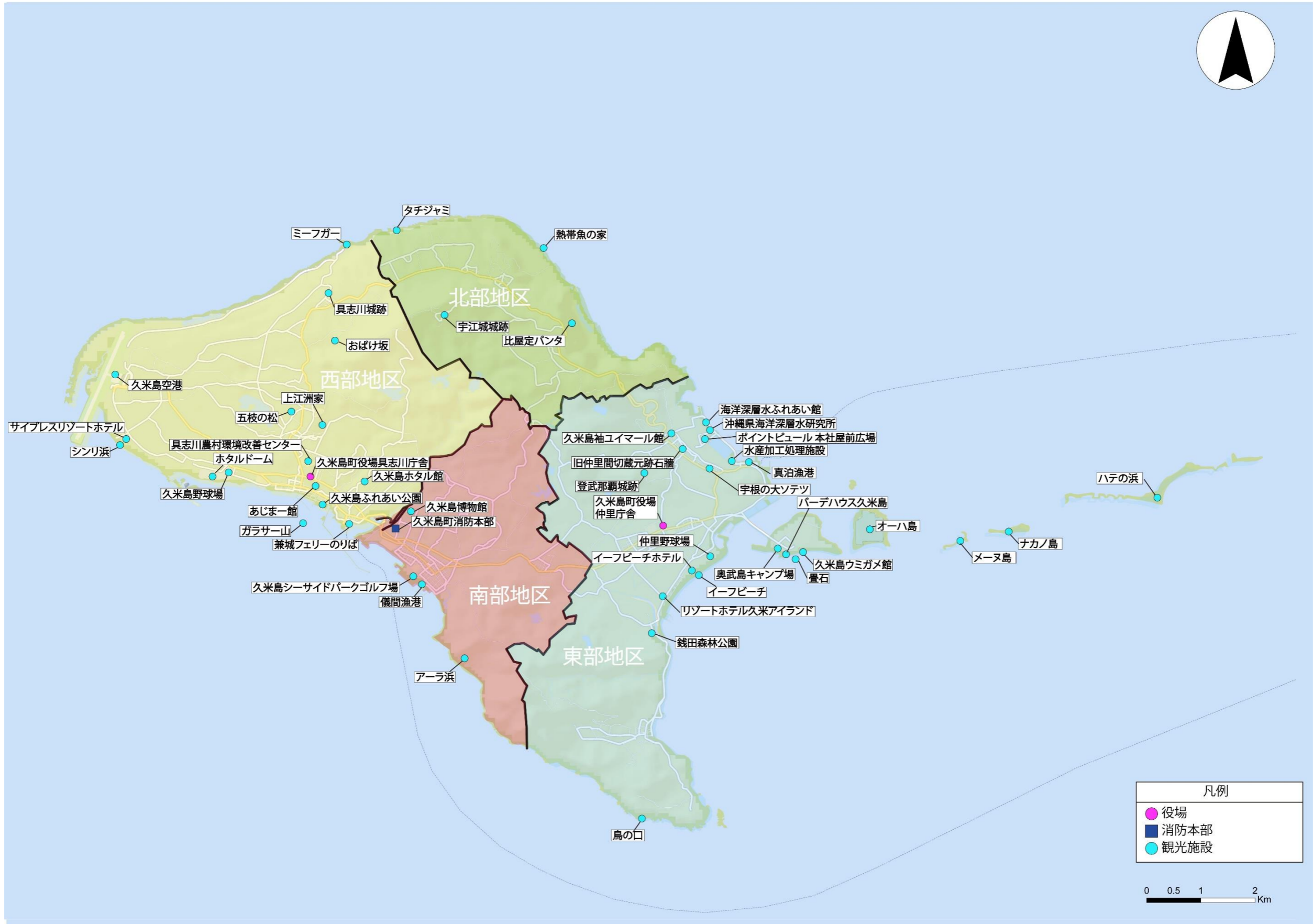
出典：久米島町資料

【宿泊施設一覧】

宿泊施設名	所在地	連絡先	客室数	収容人数	備考
リゾートホテル 久米アイランド	久米島町真我里 411	098-985-8001	200	400	津波避難ビル アレルギー-対応食
久米島イーフビーチ ホテル	久米島町謝名堂 548	098-985-7111	79	240	アレルギー-対応食
ラ・ティエダ久米島 テラス	久米島町謝名堂 583-4	098-896-8100	35	95	津波避難ビル
サイプレスリゾート 久米島	久米島町大原 803-1	098-985-3700	84	225	アレルギー-対応食
ホテル ガーデンヒルズ	久米島町兼城 10-1	098-985-2117	44	80	
民宿 ふくぎ荘	久米島町謝名堂 548-10	098-985-8622	7	15	
リゾートハウス みなみ	久米島町謝名堂 548-14	098-985-8021	9	25	
民宿 黒潮	久米島町謝名堂 548-24	098-985-7355	6		
民宿 永	久米島町謝名堂 548-28	098-985-8142	7	20	
民宿 シーサイドハウス ジュゴン	久米島町謝名堂 548-16	098-985-7631	10	30	
民宿 なんくるないさぁ	久米島町比嘉 160-68	098-985-7973	9	18	
民宿 あさと	久米島町大田 532	098-985-2102	10	10	
民宿 久米島（別館）	久米島町大田 530	098-985-5333	20	45	
民宿 久米島（本館）	久米島町仲泊 1202	098-985-2016	16	30	
クラブハウス ネプチューン	久米島町仲泊 862-53	098-985-2586	3	8	
民宿 あみもと	久米島町奥武 115	098-985-8856	12	35	
ドミトリー球美	久米島町比嘉 160-49	098-996-1533	2	20	1階 ドミトリー
			6	15	2階 個室
グリーンビュー 久米島	久米島町仲泊 966-23	098-985-2407	6	20	

【主な観光施設】

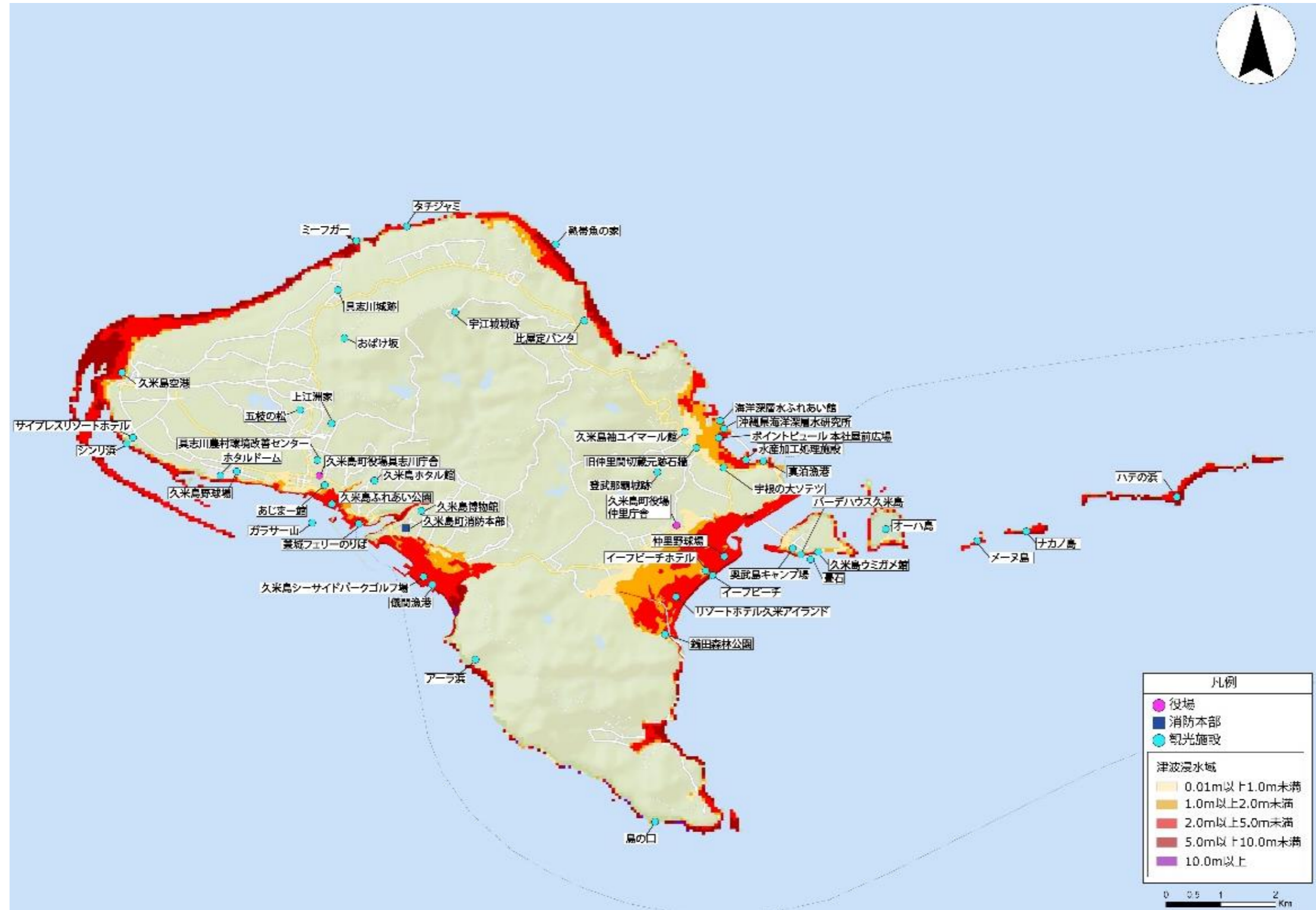
主な観光施設は町東部の海岸沿いに集中している。



1. 災害想定

【津波浸水想定】

港及び久米島空港が浸水区域内となっており、ハテの浜やイーフビーチを中心に東部地区で広域に浸水すると想定されている。その他、奥武島やオーハ島などの離島が、津波により孤立することも考えられる。



出典：津波浸水想定図沖縄県地図情報システム オープンデータ 津波浸水予測図 (H24)

【津波避難困難地域図】

沖縄県が平成 26 年に発表した「津波避難困難地域図」では、大地震に伴う津波の到達予想時間までに、高齢者らが安全な場所へ避難するのが難しい地域が指定されており、以下の観光関連施設等が指定区域として指定されている。

・ 東部地区

観光施設・資源	所在地	備考
メーヌ島	久米島町	
ナカノ島	久米島町	
ハテの浜	久米島町	
イーフビーチ	久米島町字謝名堂	
久米島イーフビーチホテル	久米島町字謝名堂 548	客室数 80 室
ラ・ティータ久米島テラス	久米島町謝名堂 583-4	客室数 32 室
リゾートホテル久米アイランド	久米島町字真我里 411	客室数 200 室 収容人数 400 人
仲里野球場	久米島町謝名堂 546-1	収容人数約 300 人 東北楽天ゴールデンイーグルス 2 軍のキャンプ場(2 月) / 久米島マラソン会場(10 月)
(株)ポイントピュール	久米島町字真謝 486 -12	
沖縄県海洋深層水研究所	久米島町字真謝 500-1	

・ 西部地区

観光施設・資源	所在地	備考
久米島町ふれあい公園	久米島町大田 517	久米島まつり会場(8 月)
ガラサー山	久米島町大田	
ミーフガー	久米島町仲村渠	

・ 南部地区

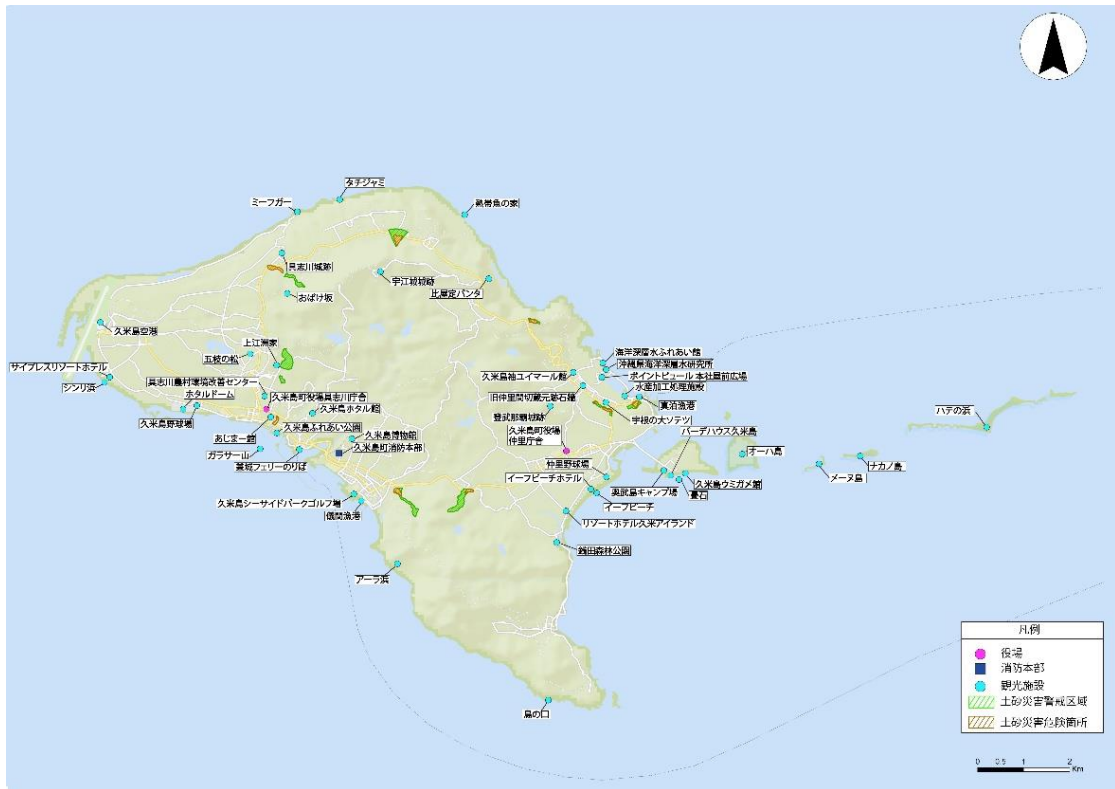
観光施設・資源	所在地	備考
久米島シーサイドパークゴルフ場	久米島町字儀間 30-7	利用者数(2017 年)24,072 人(うち県外客 2,120 人)
儀間漁港	久米島町字儀間	ハーリー会場(旧暦 5 月 4 日)

・ 北部地区

観光施設・資源	所在地	備考
タチジャミ	久米島町字宇江城	<町指定天然記念物>

資料編-津波避難困難地域図

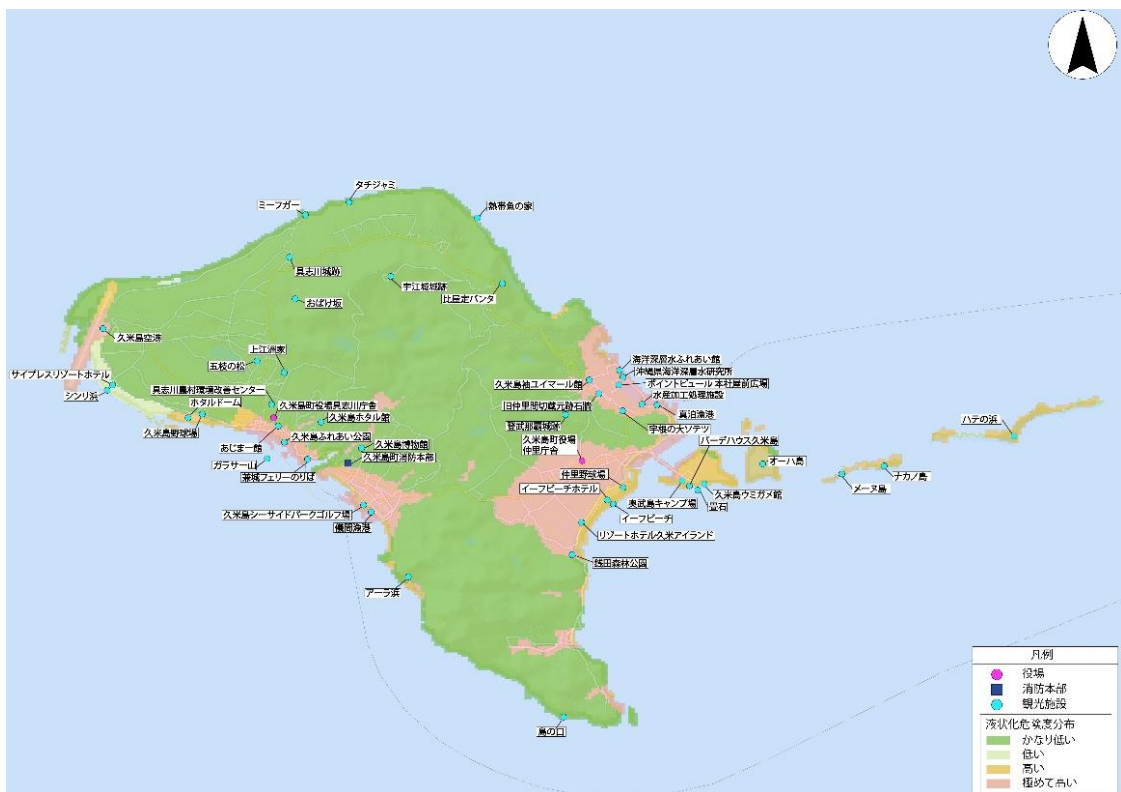
【土砂災害警戒区域】



土砂災害警戒区域：国土交通省 国土数値情報（土砂災害警戒区域）データ

土砂災害危険箇所：国土交通省 国土数値情報（土砂災害危険箇所）データ

【液状化】



液状化危険度分布図：沖縄県地図情報システム オープンデータ 液状化危険度分布図

2. 久米島町で発生した災害の履歴

平成5年台風第13号（ヤンシー）

襲来年月日：平成5年9月2日、3日

最大風速：36.5m/s（久米島）最大瞬間風速 53.9m/s（久米島）※

降水量：151.0mm（久米島、1日～3日）

負傷者：13名

住宅全半壊：35戸

※最大瞬間風速について詳細不明。自衛隊の風速計では100m/sを超えていたとされている。

1-7 想定する観光危機

本計画において想定する観光危機は、直接的・間接的（風評被害を含む）に影響を与えると考えられる掲げる災害・危機をいう。

分類	危機の例示
1. 自然災害・危機	地震、津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）等
2. 人的災害・危機	ホテル等の大規模火災、大規模交通・航空機・船舶事故、大規模停電、広範囲な通信障害、不発弾、武力攻撃、テロ、ハイジャック、凶悪犯罪等
3. 健康危機	大規模食中毒、感染症、新型インフルエンザ等、有毒生物等の異常発生等
4. 環境危機	大気汚染、海洋汚染等
5. 町外、県外で発生した災害・危機	町外、県外で発生した1から4の災害・危機で影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争等

想定される観光危機は、既存計画等との関係で次のとおり整理される。既存の計画等がある場合は当該既存計画等に基づいて対応を行うものとし、既存計画等で対応が定められていない場合は、本計画により対応を行うものとする。

分類	関連する既存計画等
自然災害・危機	沖縄県地域防災計画 久米島町地域防災計画等
人的災害・危機	沖縄県国民保護計画 久米島町国民保護計画等
健康危機	新型インフルエンザ等対応計画等
環境危機	微小粒子状物質（PM2.5）注意喚起対応マニュアル 光化学オキシダントに関する対応マニュアル等
町外で発生した災害・危機	沖縄県観光危機管理基本計画 沖縄県観光危機管理実行計画等

【自然災害・危機】

地震、津波、台風や大雨による洪水・高潮・土砂災害・風害（竜巻を含む）等をさす。特に代表される危機の発生を代表的な事象として例示する。

分類	例示事象の内容
地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> • 久米島町やその周辺で震度6弱を観測 • 津波予報区内に「大津波」の津波警報が発表され、各地で3m以上10m未満の津波を観測 • 東部地区中心に町内の多くの観光関連施設が被災 • 観光客に相当の犠牲者が発生 • 空港及び港の被災により、発災時に町内に滞在していたほぼ全ての観光客が帰宅困難となる
津波（地震の揺れを伴わない）	<ul style="list-style-type: none"> • 遠方を震源とする地震により、「大津波」の津波警報が発表され、各地で3m以上10m未満の津波を観測
風水害等	<ul style="list-style-type: none"> • 台風が久米島町に最接近し、数日間暴風域内に入る • 暴風雨による航空機の運休 • 台風によるイベントの中止 • フェリーの運休により食料を中心として物資が島内に入らなくなり、供給が止まる • 日降水量は300mmを超える状況 • 早期帰宅を望む多数の観光客が町内に滞在 • 中心市街地での冠水の発生による通行止め • 土砂崩れの発生により道路の寸断等の被害が発生
干ばつ	<ul style="list-style-type: none"> • 少雨傾向による断水

【町内で想定される具体的な状況例】

危機例	発生場所	状況例
地震	町内全域	・宿泊施設や観光関連施設内での揺れによる負傷者の発生
津波	久米島空港	・津波による浸水により空港の閉鎖 ・帰宅困難者の発生
	奥武島	・道路寸断により孤立
	イーフビーチ周辺	・海水浴をしていた観光客が津波に巻き込まれる
津波 (地震の揺れを伴わない)	ハテの浜	・遠方での地震による津波の発生により、現地で覚地していない津波の襲来
地震による液状化	久米島空港	・液状化により滑走路の使用が不可になる
	フェリーターミナル	・液状化により港が使用できなくなる
	じんじんロード	・液状化により車両での通行不可
	公共交通（バス・タクシー）	・道路の使用が不可となり運休
台風	町内全域	・航空便及び船舶の欠航による帰宅困難者の発生 ・船舶の長期の欠航により物資が供給されず、町内で不足する
高潮	ふれあい公園周辺	・高潮による冠水の発生 ・周辺一帯の水位が上がり、通行不可、車両の浸水が発生
落雷	ハテの浜	・雷注意報が発表され、落雷の恐れがあるが、建物がないため避難ができない状況が発生
豪雨	白瀬1号ダム、白瀬2号ダム	・ため池の決壊により白瀬川周辺の広域で浸水被害の発生

【人的災害・危機】

ホテル等の大規模火災、大規模交通・鉄軌道・航空機・船舶事故、大規模停電、広範囲な通信障害、原子力災害（原子力艦等）、不発弾、武力攻撃、テロ、ハイジャック、凶悪犯罪等をさす。特に代表される危機は以下の通りである。

分類	例示事象の内容
航空機事故	・久米島空港で航空機事故が発生し、長期間にわたり滑走路が使用不可となった状況
船舶事故	・フェリーの事故 ・フェリーターミナルが数日間閉鎖
テロ、凶悪犯罪	・中心市街地や、町内で開催される大型イベントにおける凶悪犯罪の発生

【町内で想定される具体的な状況例】

危機例	発生場所	状況例
航空機事故	久米島空港	・航空機事故の発生により航空便の長期間の欠航による観光客数の減少
船舶事故	泊港～兼城港	・船舶事故により定期船の欠航または減便の発生による観光数の減少
テロ・不審者	久米島まつり	・まつり開催中に不審者による無差別殺傷事件により負傷者が発生
	久米島マラソン	・マラソン会場に集まる人を狙ったテロの発生
犯罪行為	ビーチやプール	・海水浴場やプールでの盗撮被害の発生
風評被害	町全体	・町内の観光に関する不適切な情報が SNS 等で出回り、根拠のない噂により観光への影響が発生

【健康危機】

大規模食中毒、感染症、新型インフルエンザ等、有毒生物等の異常発生等をさす。特に代表される危機は以下の通りである。

分類	例示事象の内容
新型インフルエンザ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国外で新型インフルエンザ患者が確認され、沖縄便（航路・空路）により、県内に持ち込まれる ・ 県内で渡航歴のない高校生 1 人に新型インフルエンザ感染を初確認 ・ 全国的に旅行自粛ムードが出始め、沖縄旅行の中止・延期が増え始める。修学旅行のキャンセルが相次ぐ ・ 沖縄観光客及び観光関連事業従事者にも多数の患者を確認
有毒生物の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海の危険生物が大量発生し、入水制限がかかる

【町内で想定される具体的な状況例】

危機例	発生場所	状況例
大規模食中毒の発生	宿泊施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊施設内で飲食をした修学旅行生の多くが食中毒の被害を訴える
新型インフルエンザの発生	町内全域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内で新型インフルエンザの患者が確認され、久米島町への旅行が自粛され、観光への影響が発生

【環境危機】

大気汚染、海洋汚染等をさす。特に代表される危機は以下の通りである。

分類	例示事象の内容
海洋汚染	<ul style="list-style-type: none"> • 廃油ボール、コールドールの漂着による海岸汚染 • タンカー船等の事故による重油の流出 • 船体沈没から数日後に、久米島に重油が漂着する可能性がある。あるいは重油が漂着し、マリンレジャーが長期にわたり閉鎖（フィッシングや近海でのダイビング等へ影響） • 大量の漂着ゴミによる海岸汚染での観光満足度の低下 • 赤土の流出
大気汚染	<ul style="list-style-type: none"> • 黄砂、PM2.5 の飛来による大気汚染の発生

【町内で想定される具体的な状況例】

危機例	発生場所	状況例
海洋汚染	海岸全域	<ul style="list-style-type: none"> • 廃油ボールの漂着により、町全体の海水浴場が汚染された海岸としてイメージダウンにつながる
	熱帯魚の家	<ul style="list-style-type: none"> • 海洋事故による重油流出により海岸付近に生息する野生動物に影響が発生。ウミガメ、熱帯魚等の死骸が確認される
大気汚染	町内全域	<ul style="list-style-type: none"> • PM2.5 の飛来により外出が制限され観光に影響

【町外で発生した災害・危機】

町外・県外で発生した災害・危機で久米島町観光に影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争等をさす。特に代表される危機は以下の通りである。

分類	例示事象の内容
町外で発生した災害	<ul style="list-style-type: none"> ・那覇市が被災し、那覇空港及び泊港が使用不可となり、久米島にアクセスする多くの便が欠航
海外で発生したテロ	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国外の米国大使館、海外駐留米軍基地を標的とした大規模な同時多発テロが発生 ・全国的に旅行自粛ムードが広がる ・在沖米軍基地の警備・警戒等の状況がことさら大きく報道されたことなどから、沖縄での旅行中の安全に対する不正確な情報が拡大し、観光客の予約キャンセルや旅行延期が相当程度発生
他国との外交摩擦	<ul style="list-style-type: none"> ・外交摩擦により日本国全体への旅行が多くキャンセルされ、日本全体に影響が発生し、伴って町内への旅行にも影響が発生する

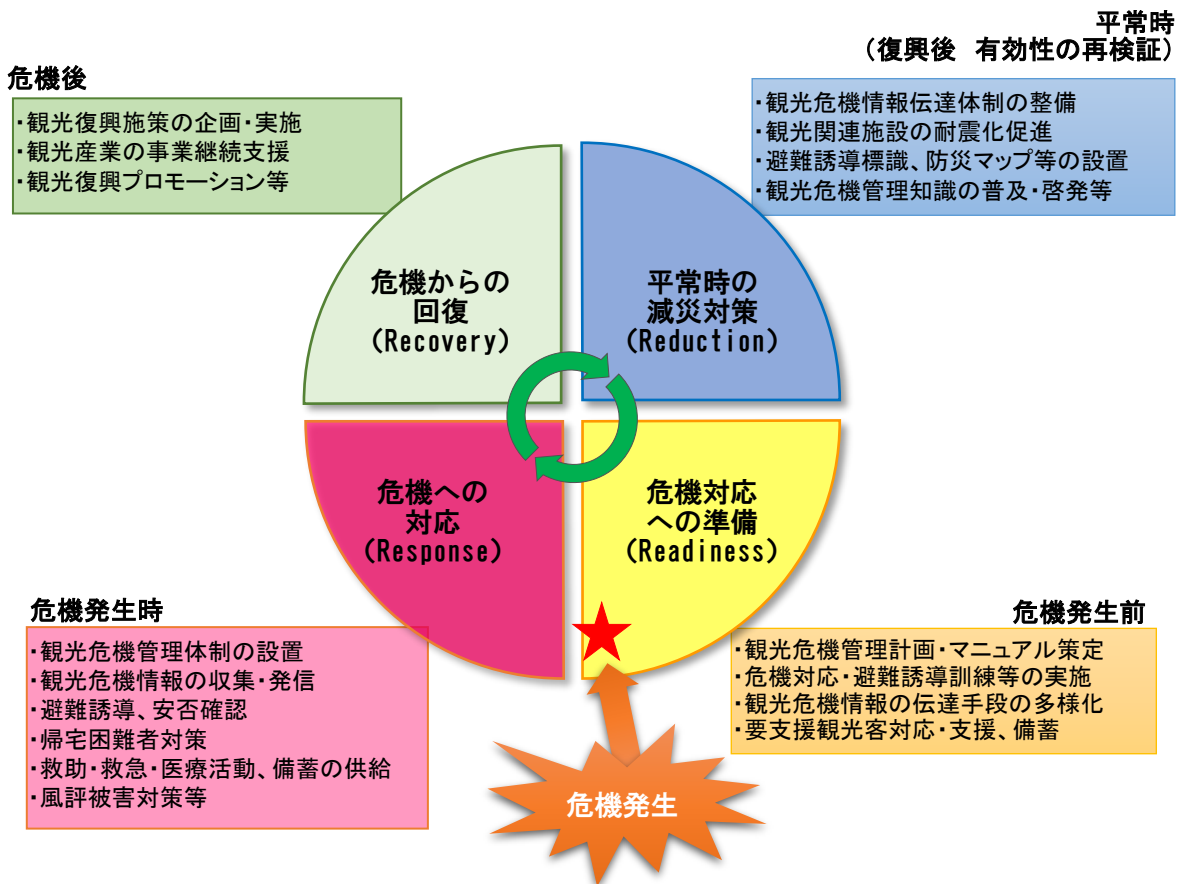
【町内で想定される具体的な状況例】

危機例	発生場所	状況例
国内で大規模な地震が発生	県外（広域）	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災のような広域での大規模災害が発生し、全国的な旅行自粛が起きる
県内（町外）が被災	沖縄本島（那覇市）	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄本島（那覇市）が被災し、空港、港が使用できず、久米島町へのアクセスができなくなる
外交摩擦	全国	<ul style="list-style-type: none"> ・外交摩擦により日本国全体への旅行が多くキャンセルされ、伴って町内への旅行にも影響が発生する

1 各段階における基本方針

観光危機管理対策には、時間の経過とともに「平常時の減災対策（Reduction）」、「危機対応への準備（Readiness）」、「危機への対応（Response）」、「危機からの回復（Recovery）」の4段階（4R）があり、それぞれの段階において、行政、観光関連団体・事業者、市民が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本方針は、以下のとおりである。

■観光危機管理対策（4R）のイメージ



【平常時の減災対策（Reduction）】

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、観光危機による影響を低減するため、危機に強い魅力ある安全・安心・快適な観光地づくりや、避難誘導標識等の安全対策の充実・強化、観光危機管理知識等の普及・啓発などの施策を推進する。

【危機対応への準備（Readiness）】

観光危機発生時における対応等を予め検討し、観光客の安全確保や、観光産業への影響の低減を図る観光危機管理計画等やマニュアルの策定促進、危機対応・避難誘導訓練の実施、要支援観光客への支援体制の強化等の施策を推進する。

【危機への対応（Response）】

観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等の施策を推進する。

【危機からの回復（Recovery）】

観光危機後の観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援等の施策を推進する。

2 各段階における主な取り組み

【平常時の減災対策（Reduction）】

- ・伝達体制の整備や観光関連施設の耐震化促進等の安全強化
- ・避難誘導標識の設置、海拔表示、観光客向けの防災マップの作成
- ・住民や観光関連団体・事業者等への観光危機管理対策に関する勉強会の開催、普及啓発

【危機対応への準備（Readiness）】

- ・観光危機管理計画の策定、事業者マニュアル・事業継続計画等の作成
- ・観光施設等における避難訓練の実施
- ・要支援観光客への対応・支援体制の強化
- ・観光客にも配慮した避難施設、備蓄等の充実・強化

【危機への対応（Response）】

- ・観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置
- ・観光危機情報の収集・伝達、通信手段の確保
- ・観光客への確実な避難誘導
- ・被災した観光客に対する救助・救急・医療活動、各種支援
- ・被災した観光客に対する安否確認及び情報提供、関係者への安否確認及び情報の提供
- ・観光産業への影響に関する正確な情報収集及び情報発信
- ・風評被害対策

【危機からの回復（Recovery）】

- ・観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置
- ・観光危機後の県と連携した観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施
- ・観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策
- ・観光産業の早期復興・事業継続を図るための関係機関との連携による緊急融資支援等の実施
- ・観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

第2章 観光危機管理体制

2-1 観光危機管理体制の考え方

観光危機管理体制は、対応する危機の種類やタイムラインにより変化し、段階に応じた対応を行える体制とする必要がある。各関係者による管理体制の考え方を以下に示す。

1 町の体制の考え方

町の体制は、「久米島町地域防災計画」や「久米島町新型インフルエンザ等対策本部条例」などの上位計画、既存計画や条例による対策本部等が設置された場合は、当該計画等に基づいた体制での観光危機対応部署として対応を行う。

町外で発生した危機等の既存計画等による体制の設置がない場合や、自然災害等の対応が収束し本部が解散された場合、本計画で定める体制を設置し、対応を行う。

2 観光関連団体・観光事業者の体制

町内の観光関連団体及び観光関連事業者は、観光危機への意識を持ち、観光危機に対応できる体制の構築に努め、町の観光担当部署や観光関連団体・観光関連事業者と連携して、観光危機管理情報伝達体制などの整備を促進する。観光危機が発生した場合には、町に設置される対策本部等（既存計画に基づく対策本部及び観光危機管理に関する対策本部）と連携可能な連絡体制を構築する。

3 県及び国、他市町村との連携体制

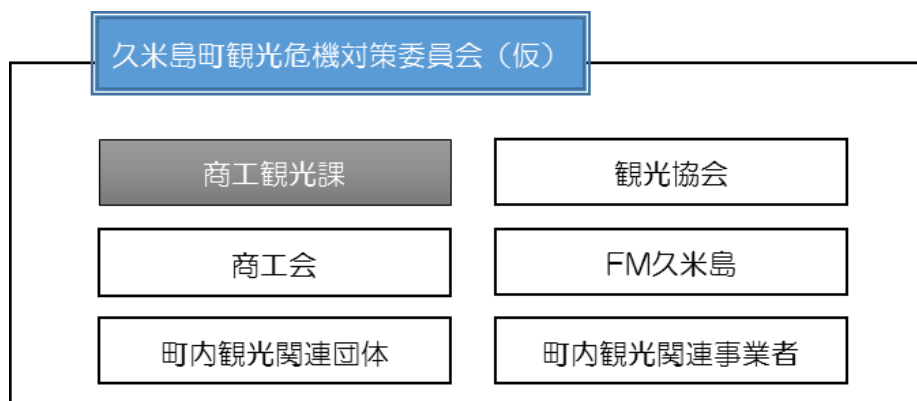
観光危機管理においては、帰宅困難者への対応等、様々な状況において県及び国、他市町村との連携が必要となる。

平常時より、関連する機関との連絡体制を確保し、観光危機発生時には円滑に連携が取れるよう、連携先の確認等、緊急連絡網を構築する。

2-2 観光危機管理体制のイメージ

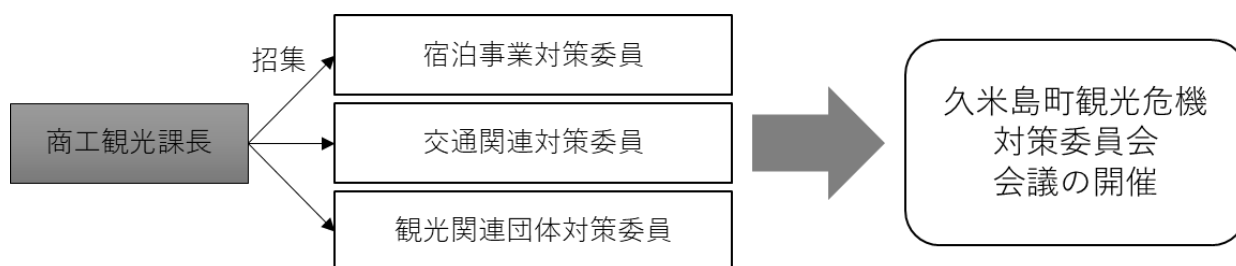
観光危機管理体制は関連する既存計画等に基づく体制の設置がある場合は当該計画に基づく体制と役割による対応を行うが、既存計画等で定められていない体制での対応は本計画に基づいた体制での対応を行う。

観光危機対応のため、「久米島町観光危機対策委員会（仮）」を平時より設置し、危機発生時にはそれぞれの役割を連携して対応し、町内の関係機関間の連携が取れるよう、体制を平時から強化する。



資料編-久米島町観光危機対策委員会設置要綱

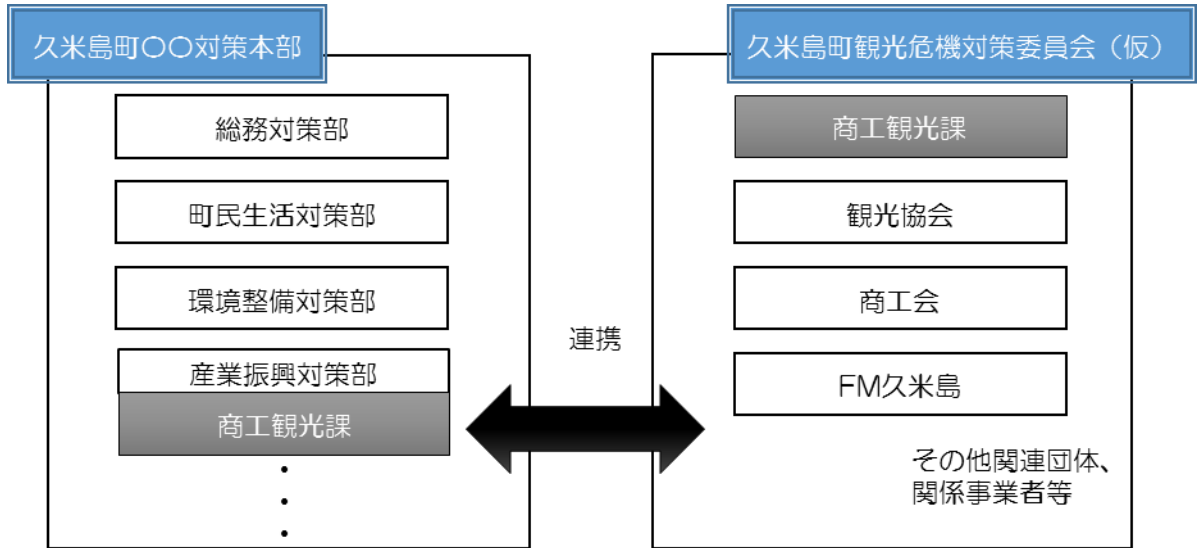
観光危機対応のため、「久米島町観光危機対策委員会（仮）」による会議の開催は、町商工観光課長が委員を招集し、危機のタイムラインに応じた対応が必要となるタイミングで会議を開催する。



会議例：「大規模災害発生時の町内の滞在支援について」 「帰宅支援対策会議」 等

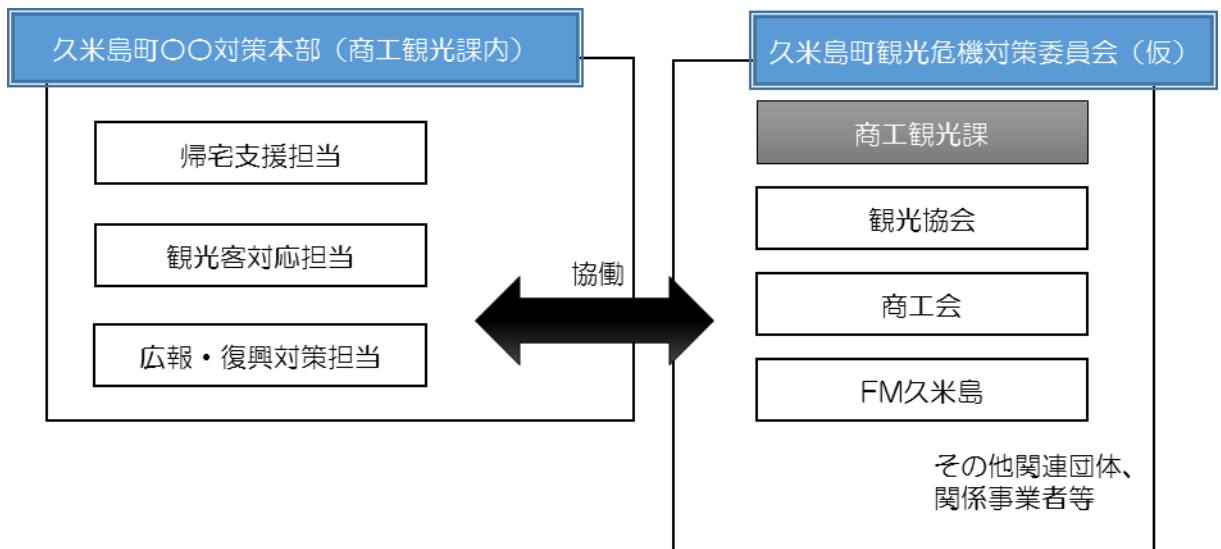
① 既存計画等に基づく対策本部が設置されている場合

「久米島地域防災計画」等の既存計画に基づく体制が設置された場合、産業振興対策部として商工観光課の役割を行い、兼任して観光危機対応を現場で担う関係機関及び事業者の支援を行うための「久米島町観光危機管理対策委員会（仮）」の総括を行う。



② 既存計画等に基づく対策本部が設置されない場合

既存計画等での対策本部が設置されない場合、本計画に基づく体制の設置を行う。
観光危機管理対策にかかる本部の設置は商工観光課内に設置する。



2-3 タイムラインに応じた体制について

危機発生時は、タイムラインに応じた対応が必要となるため、あらかじめ各タイムラインでの組織の連携体制について想定を行う。

第3章 平常時の減災対策（Reduction）

3-1 情報の伝達体制の整備

1 情報伝達体制の整備

町は、町内に滞在する観光客に向け、観光危機に関する情報を迅速かつ確実に伝達するため、ハード及びソフトの整備を行う。

観光関連団体及び事業者との連携や、防災行政無線、町のコミュニティFMであるFM久米島株式会社（以降、FMくめじま）を活用した伝達体制の強化、観光地での伝達機器の整備を行い、災害時でも観光客が情報を入手できる環境を構築する。

2 観光施設の耐震化促進

町は、町内の観光施設、宿泊施設及び交通施設の塔の被害低減や観光客の安全を確保するため、観光関連施設や道路・交通施設の耐震化促進を行う。

3-2 観光施設等の耐震化の促進

町は、大規模災害等の観光危機に備え、地域住民や観光客の避難場所となるような観光関連施設や避難経路上の橋梁等の耐震化の促進を行う。

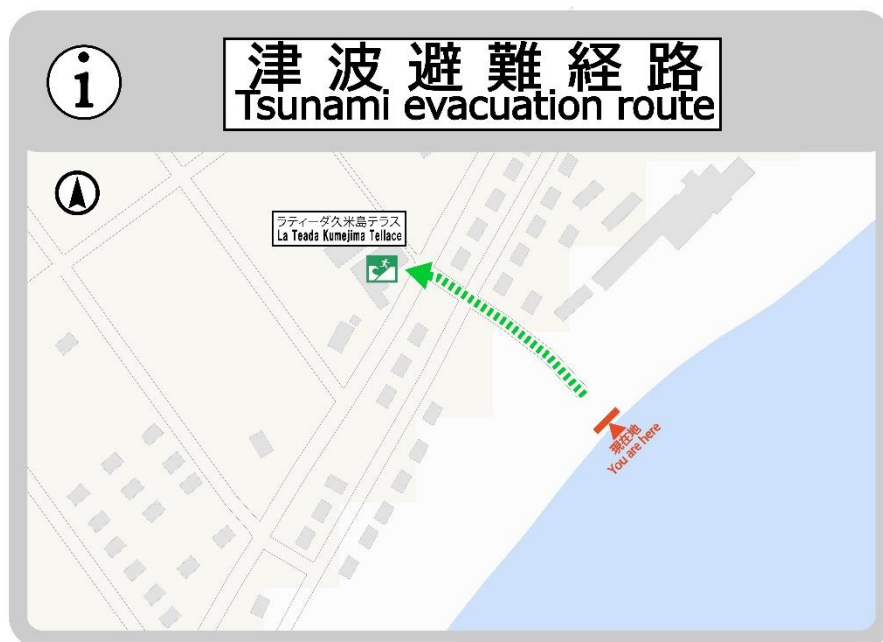
町では「久米島町耐震改修促進計画」を策定しており、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図っており、宿泊施設等の不特定多数の利用がある施設も対象としているため、既存計画に基づく施策を行う。

1 避難誘導標識（サイン）の整備

主要な観光地からの周辺の避難施設への案内サインや避難誘導標識の設置を検討する。

観光地周辺から避難施設への経路についても検討の上記載し、安全に誘導し、分かりやすい避難誘導標識とする。

図：イーフビーチからの避難誘導標識イメージ



設置の際には、土地勘の無い観光客でも安全で分かりやすい表示、要支援観光客にもわかりやすい多言語対応やピクトグラムを使用する。ピクトグラム表記については、JIS 規格（平成 28 年度改定）等を使用する。

図：JIS 規格を使用した表記例



2 避難場所、経路等の観光客への周知

町は、土地勘のない観光客や、多言語表記及びピクトグラムを使用した外国人観光客等にも容易に避難場所の判別が可能な観光情報を併記した防災マップの作成など、観光客にも避難経路が周知できるよう工夫した施策を実施する。

3-4 避難場所・避難経路の確保

町は、危機発生時に町内に滞在している観光客が避難する避難場所及び避難所の整備、避難経路の確保を行う。

避難経路については、土砂災害、火災及び建物や壁の倒壊に配慮し、事業者とも共有し、土地勘のない観光客でも迅速かつ安全に避難ができるよう周知を行う。

また、高齢者・障がいのある方・乳幼児連れ・妊婦等の迅速な避難行動が困難な観光客の安全確保を図るための対策を行う。

3-5 観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成

観光危機管理対策について関係者全体に向けた勉強会を行い、地域特性や観光客の滞在状況等を踏まえ、危機発生時において適切な避難誘導等の対応ができるよう、教育・啓発に取り組む。

3-6 要支援観光客の安全確保

1 外国人観光客

観光危機発生時における外国人観光客の安全確保を図るため、外国語による避難誘導標識の設置や多言語の防災パンフレットにより避難場所等の周知が行えるよう整備を行う。

2 その他の要支援観光客

観光危機発生時における高齢者・障がいのある方・乳幼児連れ・妊婦などの迅速な避難行動及び避難場所の誘導について、避難ルートの選定や車両の使用の検討および福祉避難所の周知を行う。

第4章 危機対応への準備（Readiness）

4-1 観光危機管理に関連する計画、危機対応マニュアル、事業継続計画等の策定

町内の観光関連団体、観光関連事業者は、観光危機発生時に本計画の内容が実践されるよう、本計画に関する計画の整合性を図り、マニュアル、事業継続計画等の策定を行う。

また、町は観光関連団体等へ観光危機発生時に行動可能なマニュアル及び事業継続計画の策定を促す。

4-2 危機発生に備えた観光危機管理体制の運用訓練・避難誘導訓練の実施

町は、本計画に基づき策定されるマニュアル等の妥当性・実効性を検証し、関係者の理解力を向上させるため、町内で発生する観光危機を想定した危機対応・避難誘導訓練を計画し実施する。

なお、観光危機対応訓練・避難訓練は、可能な限り観光関連団体や観光関連事業者と一体となって実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。

また、以下に示すスキルの向上を目指し、効果的・効率的に訓練を実施するものとする。

訓練の例

- ・観光危機管理対策本部運営訓練
- ・情報伝達訓練
- ・避難誘導、けが人対応
- ・備蓄確認、調達、炊き出し訓練
- ・帰宅支援、緊急移送訓練
- ・要配慮者（障がい者や外国人等）への対応訓練
- ・風評被害対策

4-3 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化

1 伝達手段の多重化

観光施設や、レンタカー、タクシー、観光バス、船舶等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報を伝達するため、ウェブサイト、テレビ、ラジオ、防災行政無線、無線、携帯電話、スマートフォン等を用いた伝達手段の多様化・多重化を図る。

また、FMくめじまを活用して地域の情報がより細やかに入手できるよう、レンタカー等のラジオの視聴ができる環境の場合、標準設定にてチューニングをFMくめじまに合わせる。

2 通信機器の整備

町は、停電等により、通常の通信回線が使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備を促進する。

3 伝達内容の整備

町は、町内に滞在している観光客等の迅速な避難行動に結びつくよう、対象とする観光危機毎の伝達する内容について、伝達文例の作成等を行い整備する。

その際には、多言語化及びやさしい日本語等、外国人などの観光客にも配慮した効果的な伝達内容を整備する。

やさしい日本語とは：

普通の日本語よりも簡単で、外国人にもわかりやすい日本語をさす。

4-4 要支援観光客への対応・支援体制の強化

1 外国人観光客への対応・支援体制の強化

外国語通訳ボランティア、専門的資格や技能を有する者の把握および登録制度等の推進により、外国人観光客への対応・支援体制を強化する。

また、外国語対応が困難な場合に備え、指差し会話帳や翻訳機の導入など、多言語対応ツールの導入検討及び促進を行う。

2 その他の要支援観光客への対応・支援体制の強化

観光危機の発生時においては、乳幼児連れ、高齢者、障がい者等の迅速な避難行動が困難な観光客の支援が必要とされるため、庁内福祉部署や福祉関係団体と連携し、十分に配慮した支援体制の強化に取り組む。

4-5 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

1 避難場所・避難経路の把握

町内に滞在する観光客数や繁忙期、旅行行動形態等の状況を踏まえ、観光危機発生時に滞在する観光客等が避難すると想定される避難施設及び経路等の把握、充実・強化に努める。

経路の選定については、地域住民等の意見と専門家の意見を反映させることでより安全な経路の選定を行う。

また、避難所については、災害の種別により異なるため、誘導先を誤らないよう周知を行う。

資料編-久米島町災害種別避難所一覧

2 食料・飲料水、資機材等の備蓄等

町は、観光関連団体、観光関連事業者と連携して、観光危機発生時に避難所等に避難している町民や観光客などの被災者に供給する食料・飲料水や被服寝具等の生活必需品、発電機等の機材の備蓄状況を把握し、繁忙期や夏期の観光客の集中する地区に配慮した必要な量の備蓄、又は迅速に調達できる体制等の整備を行う。

また、本町は離島であることを踏まえ、本島からの応援が到着するまでの備蓄について検討を行う。

第5章 危機への対応（Response）



5-1 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置

観光危機が発生または発生すると想定される場合、町内に滞在する観光客の安全確保、地域の観光産業への被害を低減するため、観光危機管理体制を設置し、県、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携した観光危機管理対策を行う。

なお、商工観光課は、災害対策本部などの既存計画による体制が設置されている場合には、当該体制内での担当部署の対応を行い、対策委員会の統括も兼任する。

また、対策本部が立ち上がる際には事項の「観光危機管理総括」「被災者・観光関連団体及び事業者担当」「被災者対策情報収集・発信担当」「帰宅支援担当」「復旧・復興担当」それぞれの担当者をただちに選定する。

5-2 観光危機管理対策本部等の所掌事務

観光危機管理体制（商工観光課）設置の際の対応は、各事務の担当者を配置する。
 担当者の配置は、商工観光課長が行い、担当者の増減・移動の判断を適宜行う。

担当	配置人数	所掌事務
観光危機管理統括	1	1. 観光危機管理体制の設置及び廃止に関すること 2. 他の既存の対策本部（災害対策本部など）及び行政関係機関との連絡調整に関すること 3. 被害状況の総括に関すること 4. 県及び国への報告に関すること
被災者・観光関連団体及び事業者担当	（初動期）2 （応急対策期）2 （復旧期）1	1. 観光客の所在及び安否確認 2. 被災した観光客への対応に関すること 3. 被災した観光客への生活必需品に関すること 4. 被災した観光客の関係者の対応に関すること 5. 観光関連団体及び事業者への対応に関すること
情報収集・発信担当	（初動期）3 （応急対策期）3 （復旧期）2	1. 観光客及び観光産業の被害状況等の情報収集・共有に関すること 2. 観光客、観光関連団体及び事業者への情報提供等に関すること 3. 観光施設の災害応急対策及び被害調査に関すること 4. 観光関連団体・事業者との連携調整に関すること
帰宅支援担当	（初動期）0 （応急対策期）2 （復旧期）1	1. 帰宅困難となった観光客の情報集約及び帰宅困難者対策に関すること 2. 帰宅困難者対策に関わる運輸機関との連絡・調整に関すること
復旧・復興担当	（初動期）0 （応急対策期）1 （復旧期）2	1. 観光復興施策等の企画・実施に関すること 2. 観光産業の復興に向けた関係機関との連絡・調整に関すること 3. 観光復興プロモーション活動等の企画・実施に関すること 4. 関係部局、国・県・観光関連団体・事業者と連携した各種誘客施策の実施に関すること

※「初動期」については発災～3日間、「応急対策期」については発災～2週間程度を想定している。「復旧期」については、第6章記載の着手時期を目安とする。

5-3 観光危機情報の収集・共有・発信

1 観光危機情報の収集・分析

観光危機が発生した場合、速やかに情報収集を行う。収集した情報については、分析・判断するとともに、商工観光課長へ報告する。

大規模な災害等が発生した場合、沖縄県観光危機管理連絡会議（沖縄県観光危機管理対策本部）と連携をとり、沖縄県の対応状況にも留意するものとする。

2 観光危機状況の発信

町は、観光危機の発生の際に、早期の注意喚起や避難行動の促しを行う。

町内に滞在する観光客に迅速かつ確実に情報を提供するため、情報の伝達にあたっては防災行政無線、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ（コミュニティFM（FMくめじま）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等の様々な媒体からの情報発信を行う。

また、伝達内容については、例文を作成し、早期に発信が行うとともに、多言語での発信に努める。

5-4 観光客の避難誘導・安否確認

1 観光客の避難誘導

町は、自然災害や不発弾等の爆発物の発見などの危機が発生した場合、観光関連団体、観光関連事業者、町民と連携して、要配慮者にも留意した観光客の安全かつ確実な避難誘導を行う。

観光客は町内の地形や建物、道路網の状況を十分に把握していないため、滞在している観光関連施設の管理者、観光関連事業者及び町民の適切な対応が重要となる。

【避難誘導時における注意点】

- 避難誘導を行う職員等は、第一に自分自身の身の安全を確保すること
- 観光客は土地勘がないことを認識する（地名や施設名を指示するような案内を避ける）
- 避難経路については、事前に検討を行い、危険個所を避ける
- 要支援観光客の避難については、車両の使用などを検討
- 防災行政無線の届かない区域については、伝達方法及び誘導方法について事前に検討を行う
- 危険区域には近づかない

2 観光客の安否確認

町は、観光協会と連携して、町内の観光関連団体、観光関連事業者の避難状況及び安否情報を収集する。また、警察・消防・医療機関等からの情報を集約・管理し、観光客の安否確認を迅速に行う。

観光関連団体、観光関連事業者は、避難完了後、安否情報を報告する。報告の際は、事前に報告先や通報先を指定することで、迅速な情報収集が可能となるよう体制を構築する。

町は集約した情報を、「安否情報システム」に入力し、県に報告する。ただし、当該システムの利用が不可能な場合には、紙媒体等を用いて報告するものとする。

5-5 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応

1 帰宅困難者を発生させないための対応

町は、猛烈な台風など、事前に航空機や船舶の欠航の可能性が高いと想定される際は、町内の観光関連団体、観光関連事業者と連携して観光客に対し、早期の帰宅及び日程変更を促すなど、帰宅困難者が発生しないよう対策を行う。

2 帰宅困難者への対応

町は、観光危機により空港の閉鎖や船舶の欠航等による道路交通の麻痺が生じ、多くの観光客が町内に滞留している場合、帰宅困難者対策を行う。

帰宅支援対策を行う際には、県、OCVB等と調整を図り、滞留している観光客数の情報提供や発着場所等の調整対応を行う。

3 帰宅困難者対策の協力要請

町は、帰宅困難者対策の実施にあたり、必要に応じて、町内に滞在する観光客の輸送等について、県を通じて自衛隊や海上保安庁への要請を行う。

4 関係者家族への情報発信・提供

被災した観光客の関係者への対応として、離島である久米島ではインターネット等での配信による現状の報告を行う。

また、関係者と名乗り情報紹介を行う場合は、本人の同意の確認の元情報開示を行うことを原則とする。

1 救助・救急・医療活動等に係る情報提供

町は、病院などの医療機関と連携し、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客などの要配慮者にも留意した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供等を行う。

情報提供の際には、観光関連団体・事業者、医療機関と連携して、負傷・り患等した観光客に関する情報収集の充実・強化を図る。

医療施設による外国人対応が困難な場合は、多言語対応ツールの整備や外国語通訳ボランティアなどの活用に努める。

資料編-町内の病院リスト

2 遺体の安置及び処理

発見された遺体の安置及び処理については、久米島町地域防災計画に従って実行する。

なお、外国人の遺体に係る対応については、大使館、領事館、あるいは外務省などに確認をとり、宗教・習慣などに配慮して対応を行う。

資料編-東日本大震災での外務省事務連絡

5-7 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給

町は、関係者と連携して町内の避難施設や観光関連施設における食料、飲料水及び被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知・供給に努める。

また、観光関連事業者における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、それらの情報を関係者間で共有する。

観光関連事業者は、自施設に避難している観光客等への食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の供給を行う。

離島である本町において物資の不足が見込める場合には、早期に県及び自衛隊等に支援要請を行う。

資料編-協定先一覧

資料編-コミュニケーションシート（アレルギー対応）

5-8 観光危機や観光産業の風評被害対策

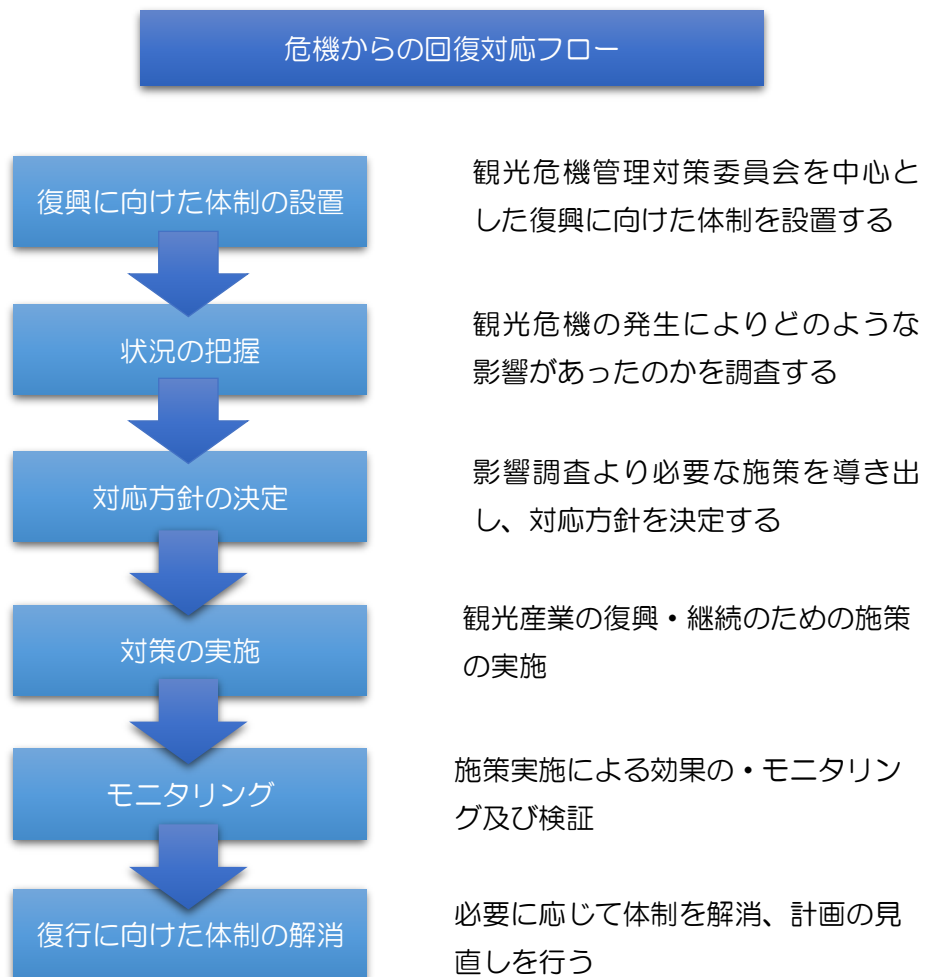
観光危機及び町内の観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、県に報告・連携して、報道機関やウェブサイトなどを活用して正確な情報の発信を行う。

観光関連団体、観光関連事業者は、観光危機や観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、町に報告するとともにウェブサイトなどを活用して正確な情報を発信し、風評被害の発生防止に努める。

なお、複数の関係者がマスメディアに個別対応した場合、正確な情報が伝わらないケース発生する可能性があるため、マスコミへの対応は個別に行わず、町あるいは観光協会による公式な記者発表を行う。

第6章 危機からの回復

町は観光危機発生後、観光産業の早期回復に向けた体制の設置を行い、県、OCVB、観光関連団体、観光関連事業者等と連携した復興対策を行う。



【復興対応着手時期の目安】

- 帰宅困難者対策終了後
- 各種警報解除後
- 町観光商工課または観光危機管理対策委員会（仮）が必要と認めた場合

6-1 観光危機後の体制の設置

町は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体、観光関連事業者等と連携した観光客の誘致促進や、観光産業の早期復興・事業継続に向けた施策を実施するため、観光危機後は町商工観光課及び観光危機管理対策委員会を中心とした復興に向けた体制を設置する。

設置の際は町商工観光課に担当者を1名以上配置し、委員については町商工観光課が選定する。

6-2 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施

1 施策内容の検討のための調査の実施

現地調査による観光危機後においても営業が困難な観光関連施設、宿泊施設等の被害状況や復旧状況などを収集及び聞き取り調査による危機発生後の観光に関連する経済状況等の調査を行い、復興に向けた施策内容検討に使用する町内の観光状況の調査を行う。

2 早期復興に向けた施策・企画の実施

町は、県及びOCVB、観光関連団体、観光関連事業者等と連携して各種調査結果を踏まえた復興方針の決定及び施策を実施する。

6-3 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施

町は、町内の観光産業の早期復興を図るための誘客プロモーション活動等を実施する。観光事業者の事業継続支援等を実施する。

6-4 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策

町は、情報発信を行う際に発信内容の統制による風評被害の発生を防ぐため、関係者が発信する情報の内容を審査する。

6-5 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施

町は、観光関連団体、観光関連事業者等と連携し、観光危機で被害を受けた地域の観光産業の早期復興・事業継続支援等を実施する。

6-6 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

町は、観光危機発生に伴い甚大な影響を受けた観光産業に関わる事業者において、従業員の雇用継続および観光人材育成等の支援を実施する。

長期の休業時には従業員の教育の実施など、復興に向けた施策を実施する。

第7章 計画の効果的な実現

観光危機への対応及び観光危機管理体制の円滑な運営は、町、観光協会、観光関連団体、観光関連事業者、町民それぞれが協働し、取り組むことが重要となる。

町、観光協会、観光関連団体、観光関連事業者、町民に求められる役割

久米島町	<ul style="list-style-type: none"> ・観光危機管理の総括的推進 ・観光危機管理対策委員会（仮）の統括 ・庁内の関係各課との連携による計画の推進 ・県やOCVB等との連携及び調整 ・町内観光関連団体、観光関連事業者による取り組みの支援 ・観光危機管理に関する啓発活動
久米島町観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・町、OCVBと連携した観光危機管理対応の実施 ・町と協会会員が連携するためのコーディネーターとしての役割 ・観光産業の早期復興に向けた観光業界に対する支援の実施
観光関連団体	<ul style="list-style-type: none"> ・観光危機管理に関する理解 ・訓練、勉強会等の実施及び参加 ・団体に加盟する観光関連事業者に関する情報のとりまとめ ・町、観光協会との情報共有 ・団体に加盟する観光関連事業者の復旧・復興に対する支援 ・事業継続計画、各種マニュアルの策定
観光関連事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・観光危機管理に関する理解 ・備蓄食料、日用品等の準備 ・訓練、勉強会等の実施及び参加 ・町、観光協会、加盟する観光関連団体との情報共有 ・施設周辺にいる観光客の滞在支援 ・事業継続計画、各種マニュアルの策定 ・観光危機管理に関する理解
町民	<ul style="list-style-type: none"> ・観光危機管理に関する理解 ・周囲の観光客の避難誘導

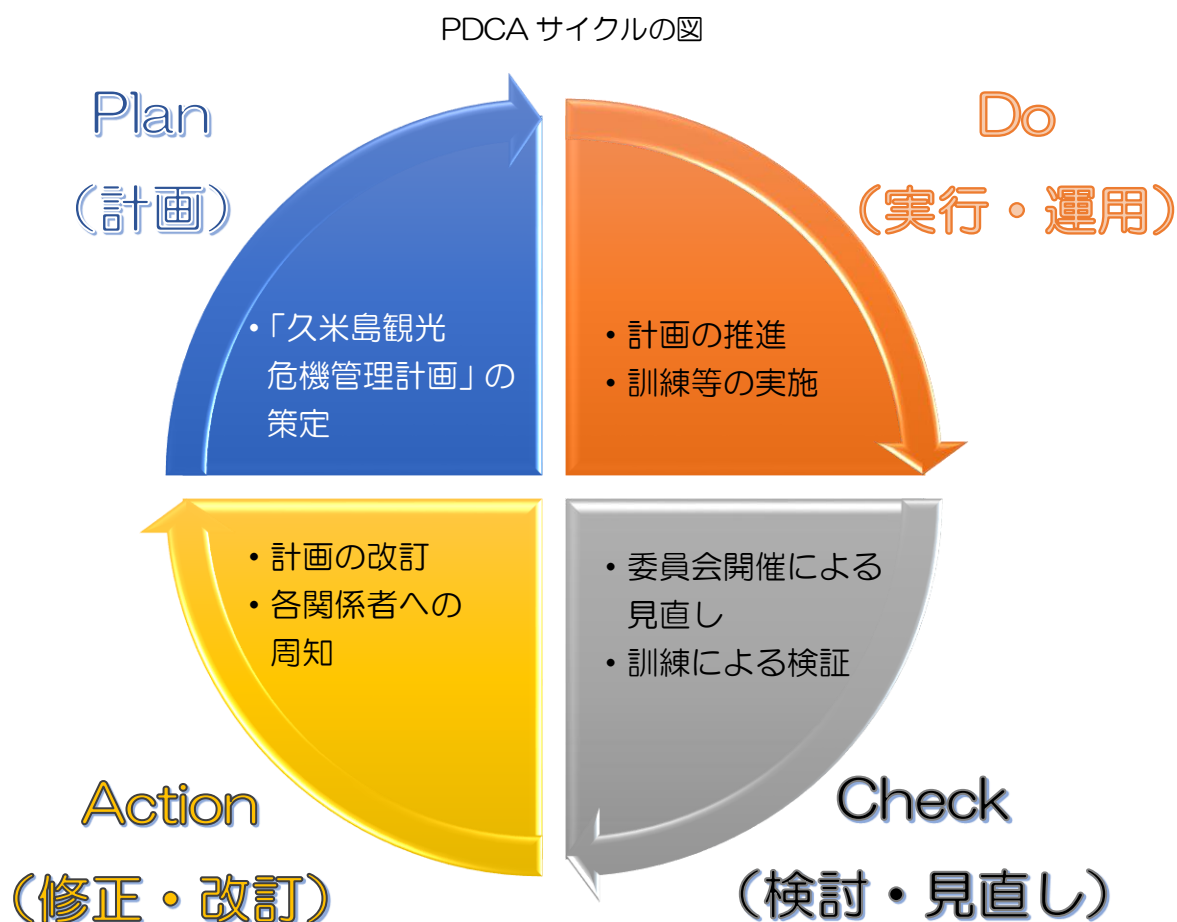
7-1 観光危機管理体制の維持及び見直し

町は、本計画に基づき、県、OCVB、観光協会、観光関連団体、観光関連事業者と連携した迅速かつ的確な観光危機への対応が出来るよう体制の維持および対策の強化を実施する。

体制図及び名簿を作成し、定期的な更新を行い、町内の関係者の整理を町商工観光課が行う。

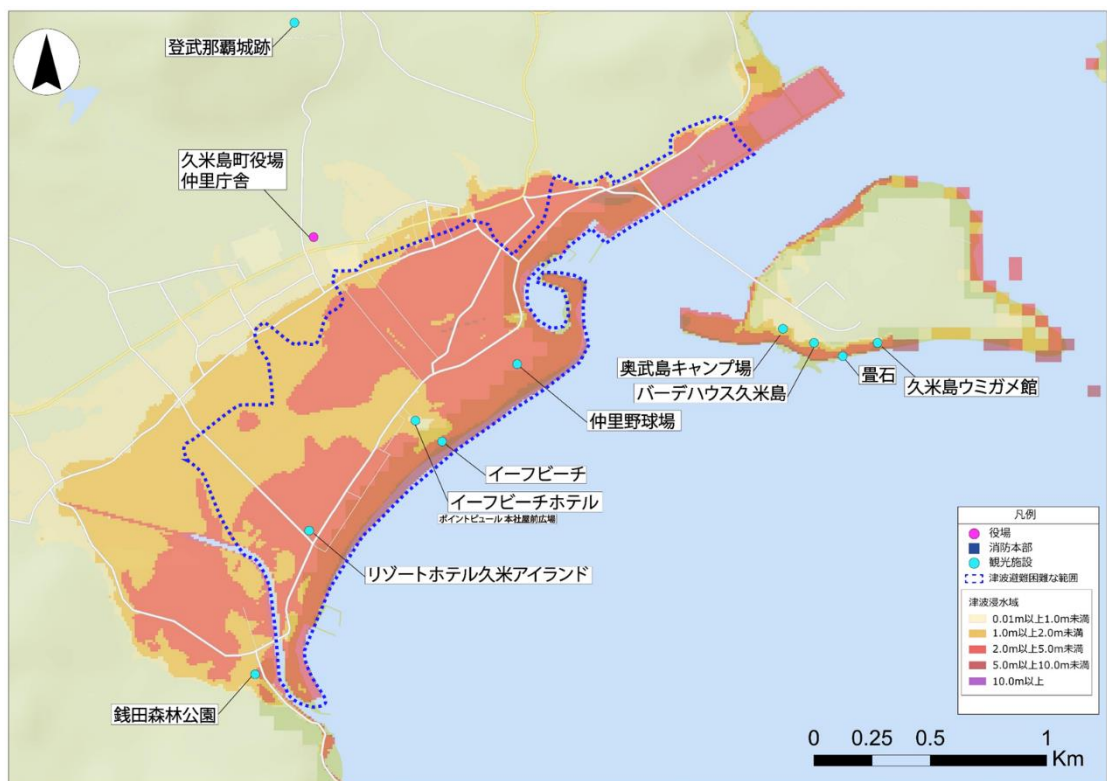
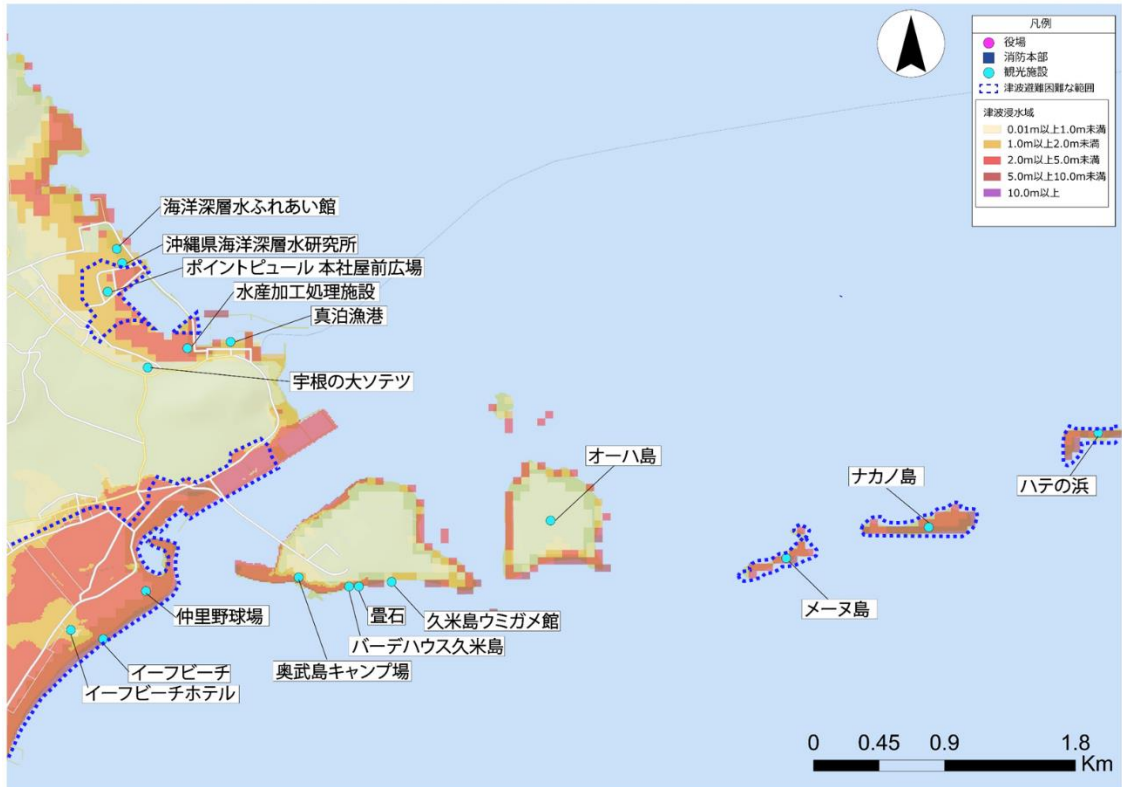
7-2 計画の見直し及び進捗管理

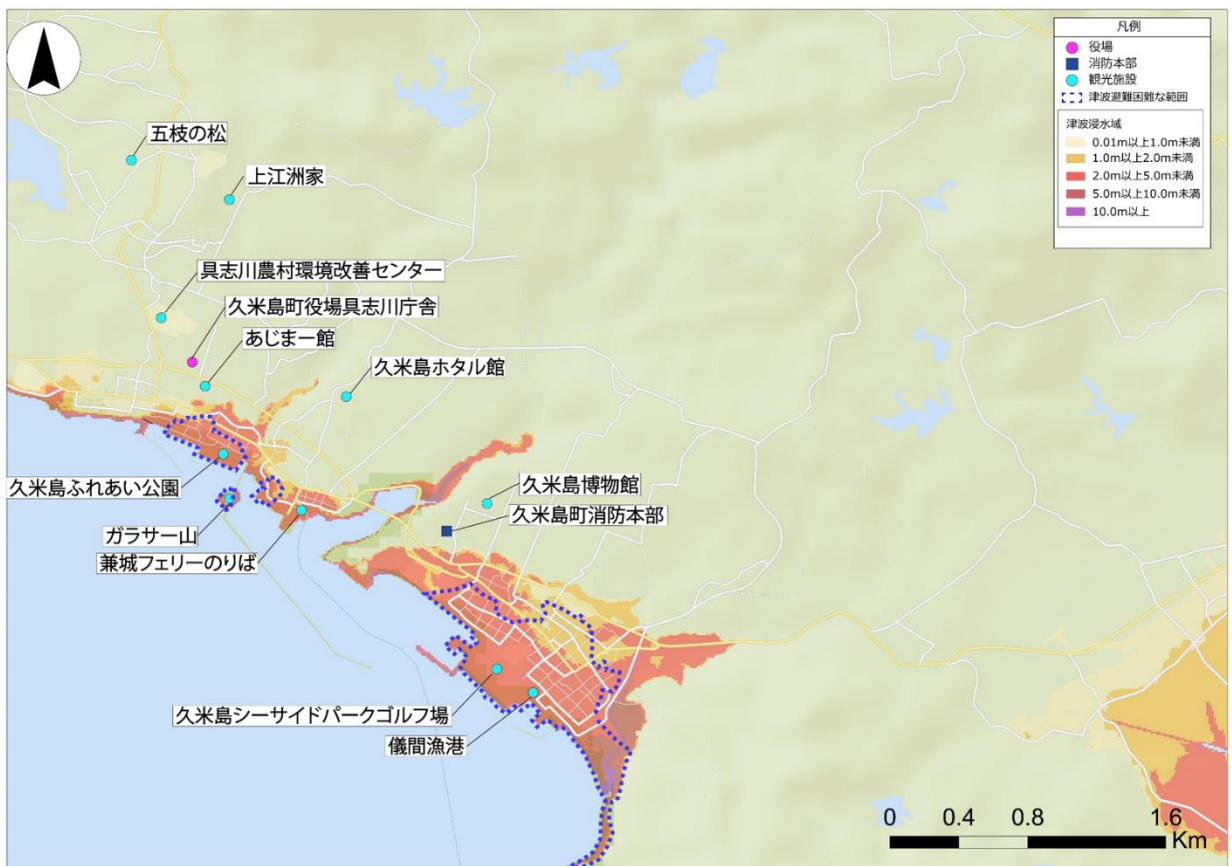
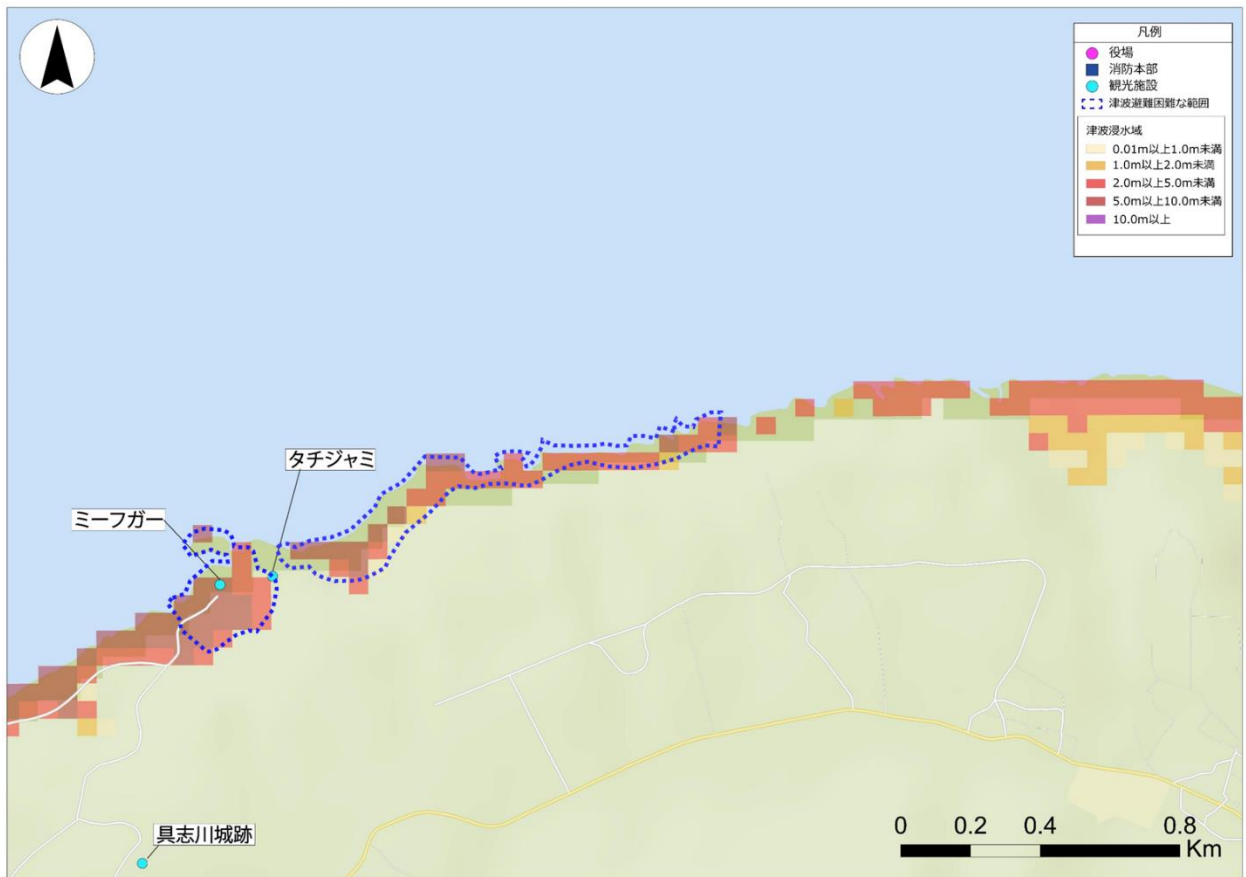
町は、関連する既存計画の改正等や観光を取り巻く環境が変化した際には、必要に応じて下図のPDCAサイクルに基づき計画の見直しを行うこととする。



資料編

津波避難困難地域図





久米島町観光危機対策委員会（仮）設置要綱

久米島町観光危機管理対策委員会設置要綱

第1条 この要綱は、久米島町における観光危機発生時の対応に向け、町及び関係機関が対応を行う際、緊密に連携、効果的な対策を実施するための方針決定及び情報の共有が図れるよう設置する「久米島町観光危機管理対策委員会」においての運営等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次の事項を行う。

- （1）関係機関連携に向けての施策の実施。
- （2）訓練等の実施による危機管理能力の強化。
- （3）観光経済に影響を及ぼす危機管理の調査・対応の検討、施策の実施。
- （4）久米島町観光危機管理計画の点検および改善の検討。
- （5）久米島町観光危機管理計画に基づき、観光危機の事象が発生した場合、観光客等への情報発信、観光客の安全確保、安否確認、避難、帰宅支援等の対応の実施。

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- （1）委員長は、町商工観光課長とする。
- （2）副委員長は、久米島町観光協会会長とする。
- （3）委員は、別表1の者をもってあてる。

2 委員の任期は1年とする。

3 委員は再任することができる。

（委員会の開催）

第4条 会議は委員長が招集する。ただし、別表2に定める事項が発生した場合には、委員会は自動で設置され、別表3に定める初期活動を各機関で開始する。

2 委員長が事故にあるときは、副委員長がその職務を代理する。

3 委員長が必要と認めた時はその他の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第5条 委員会等の庶務は、町商工観光課において行う。

付則

この要綱は令和2年3月2日から施行する。

別表 1

久米島町観光危機管理対策委員会名簿（令和2年2月現在）

所属	役職	備考
町商工観光課	課長	
久米島町観光協会	会長	
久米島商工会	会長	
久米島空港ターミナル株式会社	常務取締役 兼 総括部長	交通・空港
久米商船株式会社 久米島支店	支店長	交通・船舶
FM久米島株式会社 (FMくめじま)	事務局長	
株式会社久米アイランド (リゾートホテル久米アイランド)	総支配人	宿泊
ユアランド・オールホテルマネジメント株式会社 (サイプレスリゾート久米島)	総支配人	宿泊
The COURT 株式会社 (久米島イーフビーチホテル)	総支配人	宿泊

別表 2

自動設置基準

【自然災害】

地震・津波	<ul style="list-style-type: none"> ・町内で震度5強以上が観測された場合 ・津波注意報、津波警報、大津波警報が発令された場合
-------	---

別表 3

所属	初期活動
町商工観光課	<ul style="list-style-type: none"> ・町災害対策本部の観光部署としての役割
久米島町観光協会	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導、安否確認 ・協会会員の情報収集・集約 ・町商工観光課への情報共有、活動支援
久米島商工会	<ul style="list-style-type: none"> ・商工会会員の情報収集・集約 ・町商工観光課への情報共有、活動支援
久米島空港ターミナル株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ・空港施設内の避難誘導 ・帰宅支援に向けた情報の収集・共有 ・町商工観光課への情報共有、活動支援
久米商船株式会社 久米島支店	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾施設内の避難誘導 ・帰宅支援に向けた情報の収集・共有 ・町商工観光課への情報共有、活動支援
FM久米島株式会社 (FMくめじま)	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客等への情報提供
宿泊事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内の避難誘導（津波避難タワー） ・施設滞在者の情報提供 ・観光客等の滞在支援

久米島町災害種別避難所一覧

No	施設・場所名	指定場所地番	対象とする異常な現象の種類						想定 収容 人数	標高 (m)
			洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事		
1	比屋定小学校グラウンド	宇江城 2220		○		○	○	○	4,333	110
2	大岳小学校グラウンド	山里 177		○		○	○	○	6,036	93
3	久米島西中学校グラ ウンド	西銘 1324				○	○	○	9,991	37
4	具志川農村環境改善 センター	仲泊 730	○	○	○	○	○	○	848	30
5	宇江城公民館	宇江城 1173		○		○		○	199	106
6	比屋定公民館	比屋定 99		○		○		○	89	101
7	下阿嘉公民館	阿嘉 156-12		○		○		○	65	138
8	上阿嘉公民館	阿嘉 2245-55		○		○		○	68	180
9	山城集会場	山城 48		○		○		○	90	31
10	北原農村振興集落セ ンター	北原 416				○	○	○	76	23
11	具志川公民館	具志川 647		○		○		○	116	86
12	仲地公民館	仲地 15		○		○		○	200	90
13	山里公民館	山里 244		○		○		○	113	85
14	上江洲公民館	上江洲 229		○		○		○	47	79
15	久間地公民館	上江洲 457-40		○		○		○	44	43
16	ラティーダ久米島テラ ス津波避難ビル	謝名堂 583-4					○		384	3
17	ホテル久米アイランド津 波避難ビル	真我里 411 番地					○		200	3
18	西アケタ原付近	真謝地区					○			22
19	登武那覇公園	謝名堂地区					○			105
20	マチョー原付近	宇根地区					○			15
21	赤平頂上付近	宇根・泊・奥武地 区					○			18
22	涙石付近	宇根・真泊地区					○			44
23	津波避難階段	真泊地区					○			30
24	カラヤ原付近	謝名堂地区					○			11
25	比嘉神屋付近	比嘉・真我里地 区					○			32
26	カニク原付近	真我里地区					○			48
27	銭田森林公園	銭田地区					○			36
28	西銭田原付近	銭田地区					○			24
29	タカマス原付近	島尻地区					○			38
30	日の出御願一本松付 近	儀間地区					○			70
31	車検場付近	大原地区					○			29
32	大原三叉路付近	大原・北原地区					○			26

No	施設・場所名	指定場所地番	対象とする異常な現象の種類					想定 収容 人数	標高 (m)
			洪水	崖崩れ、 土石流及 び地滑り	高潮	地震	津波		
33	博物館付近	儀間・嘉手苅地区					○		28
34	旧久米島保育所付近	仲泊地区					○		37
35	中華海鮮海皇付近	大田・仲泊地区					○		23
36	バイパス喜久里宅付近	兼城地区					○		20
37	大田タンク付近	大田地区					○		27

町内の病院リスト

病院名	住所	電話番号	診療科
公立久米島病院	久米島町嘉手苅 572-3	098-985-5555	内科・外科・精神科・腎臓内科・小児科・整形外科・皮膚科・泌尿器科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科・循環器内科・糖尿病内科
球美の島診療所	久米島町真我里 78	098-896-8036	内科・外科

東日本大震災での外務省事務連絡

<p>事務連絡 平成23年3月29日</p>
<p>厚生労働省健康局生活衛生課長 殿</p>
<p>外務省大臣官房総務課長</p>
<p>在留外国人の遺体の埋葬方法について（依頼）</p>
<p>1. 今回の東北地方太平洋沖地震及び関連する津波等により在留外国人も多く被害にあっています。「大規模災害における応急救助の指針について」（平成9年6月30日社援保第122号）にあるとおり、外国人の遺体の埋葬に当たって、風俗・習慣・宗教等の違いについてできる限り配慮し実施することが必要です。特に、イスラム教、キリスト教（カトリック、プロテスタント、正教、英国国教会を含む）、ユダヤ教については、火葬を行うことによって、また、ヒンドゥー教については土葬を行うことによって問題が発生することがあり得ますので、御配慮をお願いいたします。</p> <p>2. 在留外国人の遺体の処理の方法については、遺族の意向を最大限尊重すべきであり、外務省としては、警察庁に対して、外国人の遺体が発見された場合には速やかに管轄の警察署を通じて在京大使館・総領事館にご連絡頂くよう、また、在京大使館・総領事館を有していない国の国籍者であることが判明した場合には外務省にご連絡頂くよう、お願いしていることを申し添えます。</p>

協定先一覧

番号	商号名称	住所
1	(有) 与那嶺商会	久米島鳥島 291

コミュニケーションシート (アレルギー対応)

アレルギーコミュニケーションシート






食物アレルギーをお持ちの方は、このシートをご利用ください。
 If you have any allergies, please use this check sheet.
 食物过敏者请使用本表单。 如果您有食物过敏，请使用此清单。
 음식물 알레르기가 있으신 분은 이 시트를 이용해 주십시오.

● 食べられないものにしるしをつけてください。
 Please tick the ingredients you are allergic to.
 请在不能食用的食品上划勾。 請勾選您不能吃的食材。 먹을 수 없는 것에 체크해 주십시오.

 <input type="checkbox"/> 卵 egg (hen) 鸡蛋 雞蛋 달걀	 <input type="checkbox"/> 乳 milk (cow) 牛奶 牛乳 우유	 <input type="checkbox"/> 小麦 wheat 小麦 小麥 밀가루	 <input type="checkbox"/> そば buckwheat 荞麦 蕎麥 메밀	 <input type="checkbox"/> 落花生 peanut 落花生 花生 땅콩	 <input type="checkbox"/> エビ shrimp/prawn 虾 蝦子 새우	 <input type="checkbox"/> カニ crabmeat 螃蟹 蟹腿 게						
 <input type="checkbox"/> オレンジ orange 柠檬 檸檬 오렌지	 <input type="checkbox"/> キウイフルーツ kiwifruit 猕猴桃 奇异果 키위	 <input type="checkbox"/> バナナ banana 香蕉 香蕉 바나나	 <input type="checkbox"/> もも peach 桃 水蜜桃 복숭이/사과	 <input type="checkbox"/> りんご apple 苹果 蘋果 사과	 <input type="checkbox"/> やまいも mountain yam 山芋 山藥 마	肉類 meats 肉類 肉類 육류		 <input type="checkbox"/> 牛肉 beef 牛肉 牛肉 소고기	 <input type="checkbox"/> 豚肉 pork 猪肉 猪肉 돼지고기	 <input type="checkbox"/> 鶏肉 chicken 鸡肉 雞肉 닭고기		
 <input type="checkbox"/> カシューナッツ cashew 腰果 腰果 캐슈넛	 <input type="checkbox"/> くるみ walnut 核桃 核桃 호두	 <input type="checkbox"/> ごま sesame 芝麻 胡麻 깨	 <input type="checkbox"/> 大豆 soy 大豆 大豆 대두	 <input type="checkbox"/> まつたけ pine mushroom 松茸 松茸 송이버섯	 <input type="checkbox"/> ゼラチン gelatin 胶原蛋白 明膠 젤라틴	魚介類 seafood 海鮮類 魚類 어패류		 <input type="checkbox"/> さけ salmon 鲑鱼 鮭魚 연어	 <input type="checkbox"/> まぐろ mackerel 鲭鱼 鰵魚 고등어	 <input type="checkbox"/> いくら salmon roe 鲑鱼卵 鮭魚卵 연어알	 <input type="checkbox"/> あわび abalone 鲍鱼 鮑魚 전복	 <input type="checkbox"/> いか squid/cuttlefish 乌贼 烏賊 오징어

・接客者 ・テーブル番号 ・注文品(時刻) (:)

 お客様に確認する際は、次の文章を指差しして使用しましょう。

	<p>このメニューには、選択された食材を使用していません。 This meal does not include any of the ingredients you have chosen. 本餐中没有使用您所选择的食材。 此道菜不使用您选择的食材。 이 메뉴는 선택하신 식재료를 사용하지 않았습니다.</p>
	<p>このメニューには、選択された食材を使用しています。 This meal includes ingredients you have chosen. 本餐中使用您所选择的食材。 此道菜使用著您选择的食材。 이 메뉴에는 선택하신 식재료를 사용하여 만들었습니다.</p>
	<p>このメニューには、選択された食材が混入することがあります。 This meal may include ingredients you have chosen, through cross contamination. 本餐中混入有您所选择的食材。 此道菜有可能混入您选择的食材。 이 메뉴에는 선택된 식재료가 혼입되어 있을 수 있습니다.</p>
	<p>このメニューは、選択された食材を除去して提供することができます。 We can prepare this meal by omitting ingredients you have chosen. 本餐可以为您去除掉您所选择的食材。 此道菜可以不使用您选择的食材。 이 메뉴는 선택하신 식재료를 빼고 제공할 수 있습니다.</p>
	<p>残念ながら当店では、選択された食材を除いた食事の提供はできません。 We are unable to prepare this meal without including ingredients you have chosen. 非常抱歉本店不能提供去除掉您所选择食材的餐品。 很抱歉，本店的料理无法不使用您选择的食材。 죄송합니다만, 당 점포에서는 선택하신 식재료를 뺀 식사를 제공할 수 없습니다.</p>